



## 2006 年度構造改革進捗レビュー委員会活動報告

2007 年 4 月 No . 2006-27

社団法人 経済同友会

## 目 次

1. はじめに .....	1
2. 提言・意見書等の発表	
(1)郵政民営化に関する意見書 .....	1
(2)政策金融改革に関する提言 .....	2
3. 個別機関からのヒアリング・調査	
(1)道路公団民営化.....	4
(2)融資業務を行う独立行政法人の組織・業務全般の見直し	
日本学生支援機構による奨学金事業.....	5
中小企業基盤整備機構による高度化事業 .....	8
福祉医療機構による医療貸付.....	10
4. おわりに .....	12

### **参考** 融資業務を行う独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて

参考1. 見直しの背景 .....	13
参考2. 見直しの対象.....	14
参考3. 見直しの体制 .....	14
参考4. 見直しの視点 .....	15
参考5. 主務大臣による「見直し案」の作成 .....	16
参考6. 見直しの結果 .....	16

資料1) 「郵政民営化に関する意見書(経済同友会)」

資料2) 「郵貯銀行・簡保会社の新規業務に関する所見(郵政民営化委員会)」

資料3) 「政策金融改革に関する提言(経済同友会)」

資料4) 平成18年度見直し対象の独立行政法人(融資等業務実施機関)一覧

資料5) 「独立行政法人の見直しの基本的方向について(行政減量・効率化有識者会議)」

資料6) 「独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針(政策評価・独立行政法人評価委員会)」

資料7) 「独立行政法人の見直しに関する有識者会議の指摘事項 (行政減量・効率化有識者会議)」

資料8) 独立行政法人改革に関する行政改革推進本部決定

構造改革進捗レビュー委員会活動履歴

構造改革進捗レビュー委員会名簿

## 1. はじめに

2006年度の構造改革進捗レビュー委員会は、郵政民営化、政策金融改革、道路公団民営化、独立行政法人改革等の構造改革に関する幅広い問題について継続的なレビューを行い、適宜タイミングを捉え提言等を発表した。

郵政民営化に関しては、2007年1月にパブリックコメントに対して意見書を提出、2月には小島邦夫副代表幹事・専務理事が本会を代表して郵政民営化委員会に出席し意見を述べた。政策金融改革に関しては、2006年11月に水口弘一中小企業金融公庫総裁から改革の現状についてヒアリングを行い、通常国会開催に合わせ2月に提言を発表した。

道路公団民営化に関しては、石田 孝西日本高速道路株式会社代表取締役会長、勢山廣直日本高速道路保有・債務返済機構理事長から、また融資業務を行う独立行政法人の組織・業務全般の見直しに関しては、長谷川裕恭日本学生支援機構理事長からそれぞれヒアリングを行った。

さらに構造改革について幅広い見識を得るため、跡田直澄慶應義塾大学商学部教授、高橋 進内閣府政策統括官、川本裕子早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授、宮脇 淳北海道大学大学院法学研究科教授など有識者からヒアリングを行った。

以下2006年度の活動を報告する。

## 2. 提言・意見書等の発表

### (1) 郵政民営化に関する意見書(資料1)

郵政民営化に関しては、2006年12月、郵政民営化委員会(以下「民営化委員会」という)から「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」(以下「所見」という)が発表され、パブリックコメントが募集された。これを受け、本会として「所見」に対する「意見書」をとりまとめ、1月30日に民営化委員会に提出した。

#### 「意見書」の概要

少なくとも政府出資が残る間は、預金者等に政府からのサポートへの期待が残るとみるべきであり、新規業務は、民間との競争条件のイコールフットINGの確保を大前提とし、移行期間という時間軸の中で、株式の処分の度合いに応じて段階的に認めていくべきである。

### 民営化委員会「所見」の概要(資料2)

郵便貯金銀行、郵便保険会社の株式上場へ向け、企業価値を高めるためには新規業務への参入が不可欠である。参入の可否は 利用者の利便性、 経営の健全性、 新規業務の優先度、 適正な競争の確保の四つの視点で判断する。暗黙の政府保証は預金者等の誤解であり存在しない。

### 新規業務と「所見」の関係

日本郵政は2006年7月末「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」(以下「骨格」という)を民営化委員会に提出し、早期上場の方針を打ち出すとともに、住宅ローンや医療保険などの新規業務参入を要望した。

民営化委員会は参入を要望する新規業務についてヒアリングを開始、12月に新規業務に対する考え方をまとめた「所見」を発表した。

新規業務は郵政民営化法に基づく認可と銀行(保険)免許に基づく承認が必要であり、認可にあたって内閣総理大臣・総務大臣は、民営化委員会の意見を踏まえ、判断することとされており、その意味でこの所見は極めて重い意味を持つ。

### 民営化委員会への出席

本意見書に関しては小島邦夫副代表幹事・専務理事が経済同友会を代表して2月15日に民営化委員会に出席し意見表明した。

## (2)政策金融改革に関する提言(資料3)

政策金融改革に関しては、関連法案が第166回通常国会に上程されるのを受け、提言をとりまとめ2月6日に代表幹事コメントとして発表した。

### 提言の概要

提言「改革の理念に沿った政策金融改革の実現を～政策金融改革関連法案の審議入りにあたり～」は、新政策金融機関について 残高削減、 組織の効率化、 民間有識者による評価・検証、 財政負担を行わない、 一つの機関として組織する旨を、また民営化機関について国の関与を残さぬ民営化を提言した。

### 政策金融改革について

政策金融改革については「行政改革の重要方針(2005年12月閣議決定)」、「行政改革推進法(2006年6月)」によりその実施が決定され、遅くとも2007年通常国会に関連法案を提出するとされた。本会も2005年10月に提言「政策金融改革の進め方」を公表している。

政策金融改革により、2008年10月に現在の8政策金融機関のうち、公営企業金融公庫を廃止、日本政策投資銀行と商工組合中央金庫を民営化、残り5機関を統合(ただし沖縄振興開発金融公庫は2012年以降)し新たな政策金融機関を設立する。新政策金融機関は民間では行えない業務であって、国民一般、中小、農林業者の資金調達および国際競争力の維持向上を図る機能に限定する。

### 政策金融改革に関するヒアリング

政策金融改革の現状については、2006年11月27日、水口弘一中小企業金融公庫総裁よりご講演頂いた。

### 3. 個別機関からのヒアリング・調査

#### (1)道路公団民営化

道路公団民営化に関しては以下のヒアリングを行った。

石田西日本高速道路会長からは、経営目標を道路の安全におき、社員のインセンティブを高め経営の効率化に取り組んでいる旨を、勢山日本高速道路保有機構理事長からは、道路公団民営化の成果として債務返済の確実性・透明性が高まった。また諸外国では公共投資に民間活力が導入され、公開入札ではヨーロッパ系の企業が競争力が高い旨のご講演を頂いた。

「NEXCO西日本の経営にあたって」

2006年9月29日 石田 孝 西日本高速道路株式会社社長よりご講演頂いた。

「高速道路会社は道路公団時代の債務を45年かけて返済するという使命があるが、その先のビジョンは明確でない。社員のインセンティブを高めるためには、将来に向けた目標設定が必要であり、当社の場合は道路の100%の安全を目標にした。SA・PA業務も安全と密接に関係しており、全ての収益は道路の安全のために使う方針である。道路の維持管理費削減も行き過ぎると道路の劣化につながりかねないので効率的な管理を進めたい。」

「高速道路事業と道路公団民営化」

2006年11月6日 勢山廣直 日本高速道路保有・債務返済機構理事長よりご講演頂いた。

「道路公団民営化の成果として、道路債務の償還期限が固定され、コスト削減と料金の引き下げが実現し、「協定」によって債務返済計画と実績の透明性が確保された。道路会社としても民間活力発揮に向け様々な取り組みをしており、機構も日本発の40年債の発行などライアビリティマネジメントに努めている。

一方、諸外国では上下水道、空港、高速道路といった「インフラ事業」にPPP (Public Private Partnerships)など官民協調型の事業委託手法が進んでおり、これに係る国際競争入札が盛んである。このビジネスは超長期の事業デザインや資金調達スキームといった能力が求められ、特にヨーロッパ企業が力を付けている。

今後、日本企業がインフラ事業に関する国際競争力を身に付けるためには、わが国の規制緩和においても、単なる緩和ではなく、企業が育つような規制緩和を考える必要がある。」

## **(2)融資業務を行う独立行政法人の組織・業務全般の見直し**

### **日本学生支援機構による奨学金事業**

2007年2月23日 長谷川 裕恭 日本学生支援機構 理事よりご講演頂いた。

「現在、国の奨学金を100万人の学生に貸与中であり、卒業し返還中の200万人と合わせると対象者は300万人に達する。1999年に有利子奨学金制度を大幅拡充して以降、申込みが増加しており、大学生の3割が奨学生となっている。

学生の自立心、自己責任の涵養等教育的な効果を重視し、奨学金は貸与制をとっているが、返還金のうち22%が延滞となっており、大学での指導強化、口座振替への加入促進、延滞者に対する早期声かけなどに取り組むとともに、悪質な延滞については法的措置を強化している。2004年度に機関保証制度を導入し、人的保証を得られない学生に対する選択肢を広げた。」

### **(奨学金事業の問題点)**

奨学金は経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する経済的支援を目的に始められたが、1999年度の有利子奨学金制度の大幅拡充により、実態は「教育の機会均等」のための貸付制度に変化している。

このため貸与人員、貸与額等の事業規模が急拡大し、貸付残高は4兆円規模に達している。一方、要返還額に対する2005年度の回収率は78%に滞っており、延滞について今回の政府における見直しでは「民間有識者を含めた体制で効果的な回収方策を検討・策定する」と決定した。

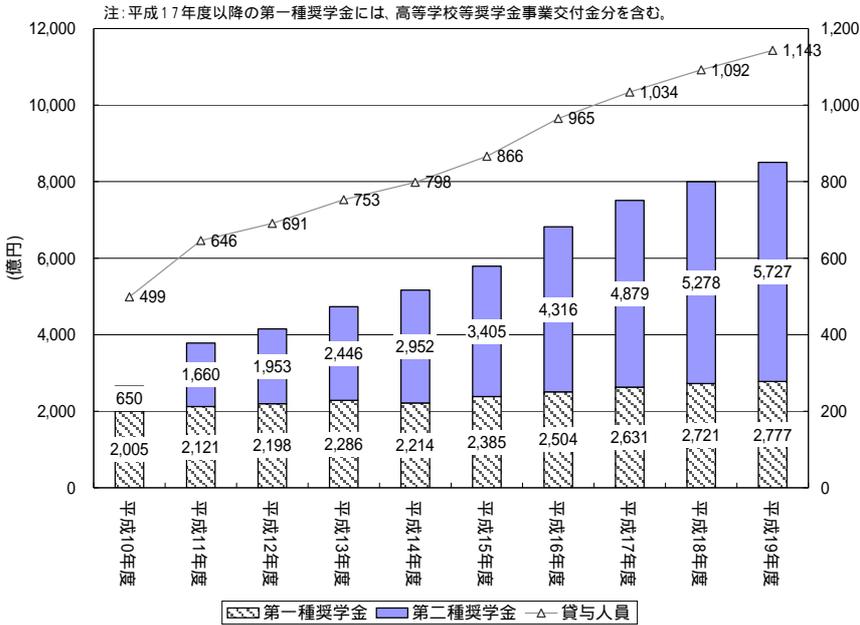
### **(機関保証制度の問題点)**

2004年度から人的保証が得られない学生のために機関保証制度が導入された。

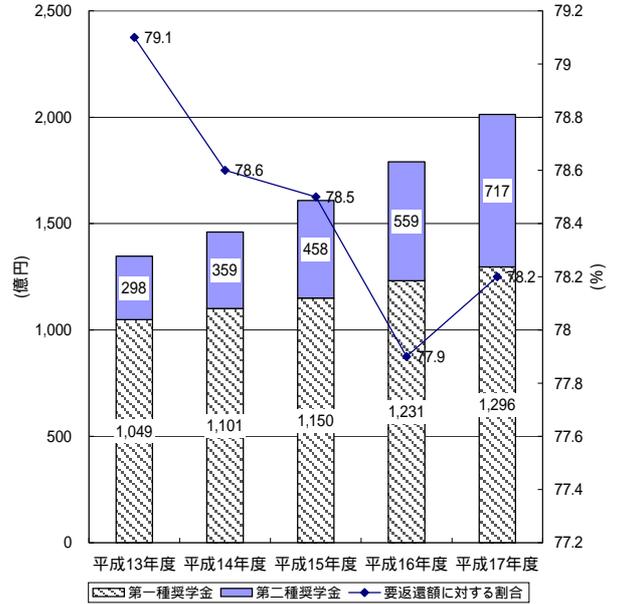
この制度は、奨学金が学生本人を対象とすることから原則として資格審査がなく、保証料が0.693%(年率)と政策的に低廉に設定されており、しかも与信期間が20年と超長期である。しかも機関保証の業務を債権回収の実績がない日本国際教育支援協会に担わせている。

加入率は2005年度実績で17%程度と増加傾向にある。2004年度機関保証制度スタート時の学生が返還時期に入るのは2008年度からであるが、今後、代位弁済等の問題が表面化するものと考えられる。

奨学金事業予算と貸与人員の推移



奨学金返還金額と回収率の推移

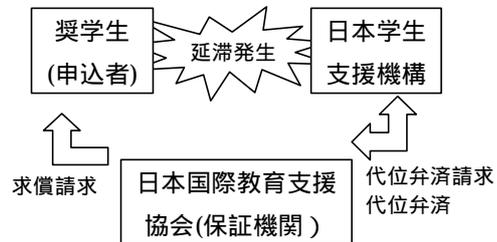


機関保証制度のフロー

申込のフロー



代位弁済のフロー



(委員会における意見)

- ・ 大学毎の回収率の公表も検討課題ではないか。
- ・ 悪質な延滞者に対しては氏名公表を含む法的措置を強化すべきではないか。
- ・ 学生の多重債務を防ぐためにも信用情報センターへ加入すべきではないか。
- ・ 機関保証は民間委託し投入費用(国費)はコストと認識すべきではないか。
- ・ 機構は制度設計等の業務に特化し、金融業務は民間委託すべきではないか。
- ・ 奨学金事業を国民保険などと一体化し、国民のライフサイクルの中で貸付・回収を行えるよう制度を再構築すべきではないか。

2006年12月24日行政改革推進本部決定

「『独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』  
における指摘事項を踏まえた見直し案」(抜粋)

文部科学省

2006年12月15日

1 奨学金の貸与の的確な実施等

奨学金貸与事業については、優れた学生等で経済的理由により修学が困難な者への奨学金の貸与により、教育の機会均等の確保及び人材育成に資するという教育施策としての目的を十分踏まえ、真に支援を必要とする者への貸与が行われるよう、貸与基準の厳格化とそれに沿った運用の徹底を図ることとする。

また、在学中の適格認定制度等を活用し、学業成績等を踏まえた奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に依頼するとともに、奨学金の貸与の停止、奨学生としての資格の廃止等の措置を厳格かつ迅速に行うこととする。

なお、3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討することとする。

2 奨学金の回収の強化

貸与した奨学金の回収については、事業の健全性を確保するため、抜本的な強化を図る必要があることから、民間有識者を含めた検討体制の下で、その原因分析を行い、かつ、効果的な回収方策を検討・策定し、その着実な実施を図ることとする。その一環として、現行の中期計画において掲げられている新規返還者の初年度末の返還率に係る回収目標について、達成に向けた具体的方策を明らかにした上で早期にその達成を図るとともに、延滞1年以上の者に対して法的措置を含めた延滞債権に対する回収の更なる強化を図り、次期中期目標・中期計画においては、総回収率に係るものも含め現行の回収目標を上回る目標を具体的かつ定量的に設定することとする。その際、費用対効果の検証を踏まえつつ、回収業務の全面的な民間委託などを検討し、その結果をも踏まえ職員数を削減することとする。

さらに、財団法人日本国際教育支援協会が実施する機関保証業務については、保証機関へ延滞債権のリスクを安易に移転することにより保証機関の収支の健全性が阻害されることのないよう、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証することとする。

### 中小企業基盤整備機構による高度化事業

中小企業基盤整備機構は高度化事業のため国から出資金約1兆円を受け入れている。高度化事業は中小の工場や店舗等が集まって工業団地・商店街・ショッピングセンターなどを建設する事業であり、機構は高度化事業に対し都道府県と共同で行う融資を行っている。

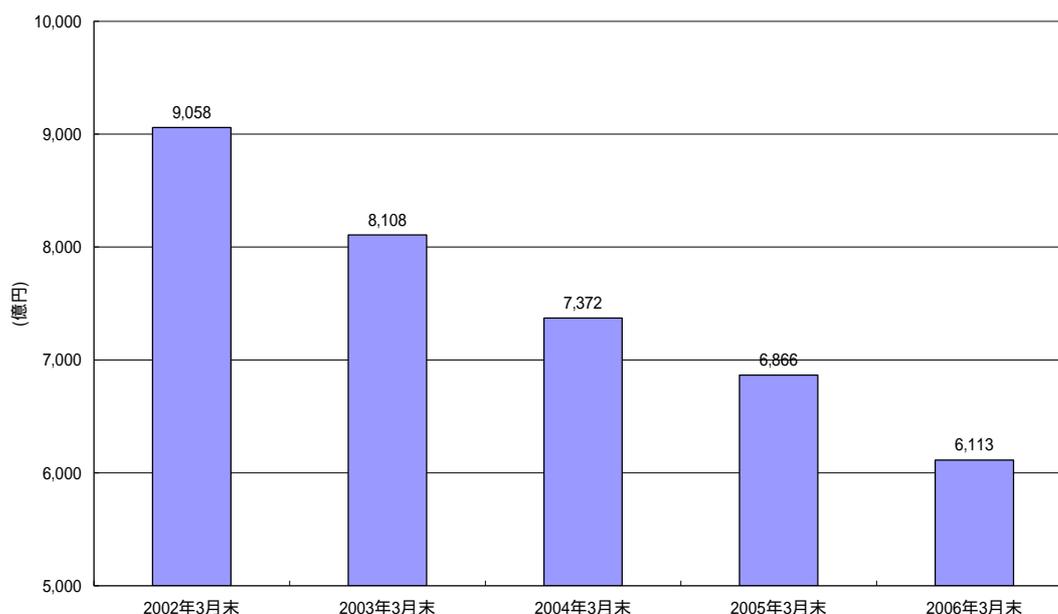
#### (問題点)

ピーク時は1兆円近い残高があったが、借入れニーズの減退により貸付残高は6,113億円(2006/3末)まで落ち込み3800億円程の余裕金を国債・預金等で運用している。しかも貸付金の30%弱が不良債権であり、貸付が地方自治体と共同で行う関係で不良債権処理が進んでいない。これに対し参議院決算委員会は会計検査院検査を要請し2006年9月に検査結果が公表されている。

#### 高度化融資の仕組み



#### 高度化貸付残高推移



## 高度化事業

### 制度・運用の更なる改善

(ア) 平成16年7月の機構発足に伴い設置された全国9つの支部の活用を含め、都道府県との連携を更に深め、地域中小企業の経営基盤の強化に向け、新たなニーズ・案件の発掘に努めるとともに、事業構想段階、運営段階における指導・助言等の充実のための体制を強化するものとする。

(イ) 限度額連帯保証制度等の制度・運用面の改善については、都道府県等への更なる周知徹底を図るとともに、実効性を挙げるための検討を行う。

### 融資案件の限定等

(ア) 新たな不良債権の発生を極力抑制する観点から、融資先の返済能力を踏まえた償還可能性、償還計画及び都道府県の債権管理体制等の十分な精査により査定した案件に限定して融資を実行するものとする。

(イ) 民業補完の徹底の観点から、長期設備資金等他の金融機関からの融資のみでは対応できない案件に限定して融資を実行するものとする。

### 不良債権の削減

高度化事業の特性及び実態を踏まえつつ、不良債権をいくつかの体系に分類した上で、個々の組合、組合員の実態に即した削減計画を策定し、都道府県と連携しつつ、2.(1) で示した17年度末の不良債権額を5年間で概ね半減させることを目標として、処理を進める。そのため、都道府県に対し処理方針等につき十分な説明を行うとともに、中小機構と都道府県とが十分に連携して以下のような措置を講ずるものとする。

(ア) 都道府県の債権管理支援

業務担当者を対象とした専門研修や、平成18年10月から各支部に配置したサービサー等債権管理アドバイザーによる助言の実施等都道府県の債権管理業務の支援による債権回収の促進を図るものとする。また、平成18年末までに都道府県におけるサービサーへの回収委託を促進するための仕組みを検討する。

(イ) 新規不良債権の発生抑制や債権正常化の促進等融資実行後の初期段階から積極的な巡回調査・助言等を進めることにより不良債権発生の抑制を図るとともに、専門家の派遣や経営診断の実施等融資先に対する経営支援による債権正常化の促進や早期の事業再生の推進を図るものとする。

(ウ) 適切な償却等の実施

不良債権の削減については、モラルハザードの発生等を防止する観点から、回収の促進、正常債権化の促進を基本とするが、なお回収不能と判断されるものについては適切な償却等を図る。このため、経済産業省独立行政法人中小企業基盤整備機構分科会の意見を聴いて、民間基準に準拠した規定類を本年中に改正し、併せて都道府県へ周知するものとする。

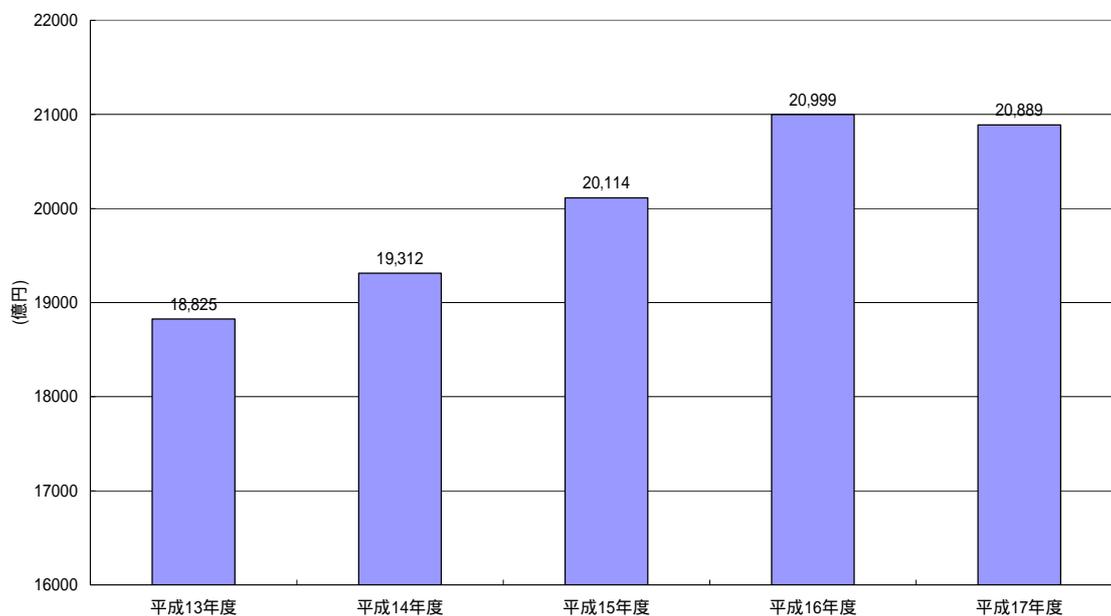
## 福祉医療機構による医療貸付

福祉医療機構は財政融資資金等を貸付財源として福祉貸付、医療貸付を行っている。福祉貸付は社会福祉施設に対する融資であり国の政策(補助金)と一体で行われており、医療貸付はその7割が病院向けである。

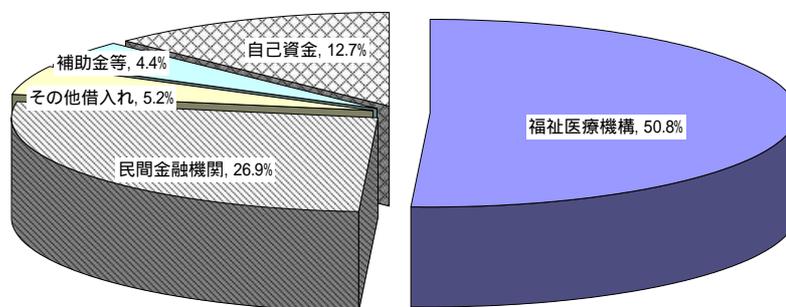
### (問題点)

医療貸付は民間金融機関との協調融資が大部分であり、民間でも十分対応可能な分野と考えられるが、2兆円規模の長期低利の政策的融資を独立行政法人が行っている。

医療貸付残高推移



機構申込案件(医療施設)の資金構成割合(平成17年度)



平成17年度 民間金融機関平均金利2.39%、福祉医療機構平均金利1.89%

2006年12月24日行政改革推進本部決定

「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案(抜粋)

厚生労働省  
2006年12月7日

第1 融資等業務の見直し

1 福祉医療貸付事業の重点化

独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)は、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利による融資を行うこと等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の整備に貢献してきた。次期中期目標期間においては、政策金融改革の趣旨を踏まえ、以下のとおり、融資の重点化を行うこととする。

(1) 融資対象の重点化

医療貸付のうち病院に対する融資については、

(ア) 500床以上の病院については、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、周産期医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備への融資に限定する。なお、当該融資に係る融資率の引下げについては、次期中期目標等において対応することとする。

(イ) 500床未満の病院への融資については、当該病院の地域における必要性や貢献度を融資に反映させる観点から、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院に優先的に融資するものとし、その考え方を具体化したガイドラインについては、次期中期目標等の作成までに策定することとする。病院の機能や経営状況についての第三者評価結果の融資審査への活用については、次期中期目標等において対応することとする。

医療貸付のうち病院の施設整備以外に対する融資については以下のとおりの措置を講じるとともに、融資率の引下げについて次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。

(ア) 病院の機械購入資金、薬局、衛生検査所、施術所、歯科技工所、疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設の整備・運転に係る融資を廃止することとする。

(イ) 病院の長期運転資金を、災害復旧、制度改正や金融環境の変化に伴う経営悪化への対応など緊急的なものに限定することとする。

福祉貸付については、都道府県の介護保険事業支援計画などにおける政策優先度を踏まえ、融資対象の重点化及び介護関連施設に対する融資率の引下げについて、次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。また、民間金融機関からの社会福祉施設に対する融資を促進するため、協調融資制度について、現在介護関連施設に限定している対象範囲を福祉貸付全体に拡大することとする。

(2) 新規融資額の縮減等

新規融資額については、融資の重点化を行うことにより縮減を図ることとし、次期中期目標等に削減目標を明記するとともに、融資残高についても縮小していくこととする。

#### 4. おわりに

構造改革の進捗の状況は極めて緩慢であり、今後、改革を進めるためには国民の声援が必要である。しかし現状は、そもそも問題の所在が国民に十分知らされているとは言い難い。すなわちそこには、情報の非対称性が存在すると考えられる。

経済財政諮問会議や行政減量・効率化有識者会議等の民間有識者による委員会活動も活発に行われ、情報はHP等により適宜開示されているとはいえ、見直しの仕組み自体が複雑であるとともに、情報が網羅的である。これでは国民は問題の所在がどこにあるのか判らない。

「要するに何なのか」を国民に知らせることが重要である。そのためにはシンプルな見直しの仕組みと判りやすい情報開示が求められる。またマスメディアを通じた情報開示も重要であり、経済同友会としてマスメディアに対して積極的な働きかけをしていく必要がある。さらに経済財政諮問会議、行政減量・効率化有識者会議等への積極的な支援活動も構造改革進捗の一助となりうる。構造改革は継続的なレビューが重要であり、これらを来年度に引継ぐ課題として報告を終わる。

以上

## 平成18年度の融資業務を行う独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて

### 参考1. 見直しの背景～政策金融改革の進展～

独立行政法人(以下「独法」という)の融資業務については、政策金融改革の進展を受け、「行政改革の重要方針」(平成17年12月)により大幅見直しが決定し、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(以下「行政改革推進法」と省略する)」(平成18年6月)により改革の結果に応じ、組織のあり方についても見直しを行うものとされた。

行政改革の重要方針(平成17年12月閣議決定)

2 独立行政法人、公営競技関係法人、その他政府関係法人の見直し

(1)独立行政法人の組織・業務全般の見直し等

ウ 平成18年度における見直し

融資業務等を行う独立行政法人については、平成20年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成18年度中に政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得る。これらの法人の見直しに当たっては、平成18年夏を目途に、政府としての基本的な考え方をとりまとめる。また、政策評価・独立行政法人評価委員会としての見直しの方針をとりまとめる。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年六月二日法律第四十七号)

第十四条(独立行政法人等の融資等業務の見直し)

政府は、平成18年度において、次に掲げる融資等業務(資金の貸付け、債務の保証、保険の引受け、出資若しくは利子の補給を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下同じ。)のあり方について見直しを行うものとする。

第十六条(融資等業務を行う独立行政法人の組織の見直し)

平成18年度から平成20年度までの間に中期目標の期間が終了する独立行政法人のうち融資等業務を行うものを所管する大臣は、第十四条の規定による融資等業務の見直しの結果に応じ、当該独立行政法人の組織のあり方についても見直しを行うものとする。

## 参考2. 見直しの対象～14機関で10兆円の融資残高(資料4)～

平成18年度の独法見直しは、当該年度末に中期目標期間が終了する9機関に加え、平成20年度末までに中期目標期間が終了する機関のうち14機関を前倒しに見直すこととし、合計23機関が見直しの対象となった。このうち融資業務を実施する機関は14機関であり、その融資額合計は10兆円を超える。

平成17年度までの見直しは、研究機関などが独法化したいいわゆる「先行独法」が中心であり、平成18年度以降は特殊法人から移行したいいわゆる「移行独法」が中心である。「移行独法」は、統合等の経緯があり規模が大きい、業務が国の政策に直結している、国からの財政支出が相対的に大きいといった特徴がある。

単体では学生支援機構3.8兆円、福祉医療機構3.6兆円が大きく、雇用・能力開発機構0.9兆円、中小企業基盤整備機構0.7兆円が続く。これを民間金融機関の貸出金(06年9月末)と比較すると上位2機関には広島銀行4.1兆円、群馬銀行3.7兆円に匹敵する規模である。

## 参考3. 見直しの体制～民間有識者を中心とした見直し体制～

政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政独委」という)

総務省に設置される政独委は、3年から5年の中期目標期間が終了する際の**組織・業務全般の見直し**を行う。この政独委は、民間有識者から構成され、組織・業務全般の見直しを行うと同時に、独法を所管する主務大臣に対し、**主要な事務・事業の改廃に関する勧告を行う権限**が与えられている。

行政減量・効率化有識者会議(以下「効率化会議」という)

中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しは、効率化会議も連携して行う。

#### 参考4. 見直しの視点～政策金融改革の趣旨を踏まえた見直し～

平成18年度の独法見直しの基本方針および方向は、「独立行政法人の見直しの基本的方向について(効率化会議、平成18年5月)」(資料5)と「独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針(政独委、平成18年7月)」(資料6)に明記された。

##### (1)基本的な方針

政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた見直しを実施する。

##### (2)個別の視点

**国として行う政策の必要性：**国の政策との関係、業務実績の推移、民間金融機関による業務実施の可能性などを精査し、当該業務そのものを引き続き実施する必要があるか検討する。

**金融的手法の必要性：**政策目的達成手段として現行の金融的手法が適当か検討する。

**当該独法で行う必要性：**類似業務を実施している機関との役割分担や当該法人の他の業務との関連を明確化し、当該業務を当該法人で実施する必要性や当該法人の業務範囲の見直しについて検討する。特に、民間との競合の可能性があるものについては業務実施の効率化や重複排除の観点から、融資等業務を専門に行う機関との関係のあり方について検討する。

##### (3)業務類型毎の視点

**出資業務：**出資という手法の妥当性について検討するとともに、政策目的との関連性、運営状況の適切性、出資からのリターンの実現可能性等も踏まえ、見直しを検討する。

**直接融資業務：**直接融資から部分債務保証・間接融資等への切り替えの可能性を検討する。

**債務保証等業務：**保証割合等の引き下げ、保証料等の適正化を検討するとともに、審査の厳格化や回収率の向上など業務収支の改善に資する見直しを検討する。

**利子補給業務：**利子補給の対象および要件の妥当性等を点検し、見直しを検討する。

#### 参考5. 主務大臣による「見直し案」の作成～民間有識者が勧告～

政独委の「見直しの方針」、効率化会議の「見直しの方向性」に基づき独法の主務大臣は「見直し案(当初案)」を作成した。政独委は、独法を所管する主務大臣に対し、主要な事務・事業の改廃に関する勧告を行う権限が与えられており、この権限に基づき当初案に対し「勧告の方向性」をとりまとめた。また効率化会議は23機関のうち11機関からヒアリングを行い「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しに関する有識者の指摘事項」(資料7)をとりまとめた。主務大臣は「勧告の方向性」および「指摘事項」に従って当初案を修正し「見直し案(最終案)」を行政改革推進本部に提出、最終的にこれが見直し案として決定した。

#### 参考6. 見直しの結果(資料8)

融資業務についてみると対象法人の融資等業務全てについて、廃止・縮小・重点化・運営改善等の見直しを行い、59の融資業務のうち32業務を廃止・縮小したとする。

しかし新規融資の規模縮小は1,800億円、余剰資金の国庫納付は180億円に過ぎず10兆円の貸付残高と比較して余りに少ない。しかも1,800億円は中期計画全体(3年～5年)にわたっての削減額である。これは事業からの撤退、融資の削減等が、当該業務の開始以降全く実績のないものや、最近実績がないものについては廃止するとしても、残高が残るものについては「制度の運営改善に努め」「利用者の立場に立って慎重に判断する」とされ、本格的な見直しとまではいかなかった。

以上

平成 19 年 1 月 30 日

「郵便貯金銀行および郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」  
に関する意見

社団法人 経済同友会

．基本認識

郵政民営化の最大の意義は、「小さな政府」へ向けて資金の流れを官から民へシフトし、健全な金融市場の発展を促すことにあり、ひいては日本経済の活性化につながるべきものである。そのためには郵貯、簡保という国の信用を背景に、巨大化した公的金融の規模を圧縮するとともに、郵貯銀行、郵便保険会社が、健全な民間企業として市場で自立できるよう、円滑な移行を果たすことが最も重要である。

しかし標記所見には、政府出資という国の関与を残したまま、新規業務への参入を認め、郵政民営化の意義を後退させかねない内容が含まれる。

郵政民営化委員会には、郵政民営化をあるべき方向へ導くためにも、強力な指導力を発揮されることを要望する。

．郵政民営化と新規業務について

1．郵貯・簡保の経営の現状について

所見では、『現在の郵貯・簡保のビジネスモデルは競争力がない』としているが、それを理由に新規業務を認めるのは改革の意義に反する。

むしろ既存業務は、現実に相当の利益をあげ、移行期間中の収益の中心となるものであり、市場から高い評価を得て株式上場・処分を進めていくためには、既存業務の効率化、収益力向上に最優先で取り組むべきである。

とくに民営化を目前に控えた郵貯・簡保は、金融機関として最も重要なコンプライアンス態勢が、総務大臣による業績評価で C 評価（取組みに遅れ）とされており、むしろ早急な内部統制の強化が必要である。

2．株式上場・処分の意義について

民営化した郵貯銀行、郵便保険会社が自立した健全な民間企業となるためには、経営を市場の監視下におくことが重要であり、そのためには早期の株式上場が求められる。早期の株式上場の条件として、まず経営の効率化から

優先的に取り組むべきであり、新規業務については、民間との競争条件のイコールフットィングの確保を大前提とし、移行期間という時間軸の中で、株式の処分の度合いに応じて段階的に認めていくべきである。

従って郵貯銀行、郵便保険会社が完全な経営の自由度を獲得するためには、早期に政府出資株式を100%処分することが求められる。

### 3. 暗黙の政府保証について

所見では、『「暗黙の政府保証」は、預金者・加入者等の誤解に基づくもの』としているが、誤解であるなしにかかわらず、少なくとも政府出資が残る間は、預金者・加入者等に政府からのサポートへの期待が残るとみるべきである。

政府出資が残る限りは、イコールフットィングは明確にはならないことから、現行の限度額設定等は維持するとともに、新規業務への参入に関して厳格な認定が必要である。

## . 基本的な考え方について

### 1. 金融二社のバランスシートの規模

所見では、『郵貯銀行、郵便保険会社のバランスシートは厳格なALMの実施により市場原理に基づき自ずと適正化されるべきもの』としている。しかし、そのバランスシートはあまりに巨大であるだけに、その縮小を市場原理に委ねるのみでは、金融市場にとっては波乱要因となるおそれがある。

郵貯銀行・郵便保険会社が、円滑に民間のマーケットに統合されるためにも、規模による弊害が発生する恐れのある場合には、機動的な防止措置が必要である。

### 2. 適正な競争関係の確保

所見では、『適正な競争関係の確保の運用に当たっては、事前の競争制限ではなく、事後の適正な競争関係の確保を図るべき』としている。しかし政府からの出資が残る移行期間中のイコールフットィングの確保については、事後規制だけでは不十分であり、公正中立な郵政民営化委員会による事業毎のモニタリングと徹底した情報公開が必要である。

以上

## 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見

日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）から提出された「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」においては、郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「金融二社」という。）の新規業務に係る希望が表明されている。郵政民営化委員会（以下「当委員会」という。）が取りまとめた「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格に対する郵政民営化委員会の所見」では、承継会社の経営に与える影響等とともに、関係する分野に与える影響について幅広く意見聴取等を行うこととしたところ、この点につき、内閣総理大臣、郵政民営化担当大臣及び総務大臣から早急に実施するよう要請を受けた。

当委員会は、これらを受け、関係者からの意見聴取等の調査審議を行ってきた。これを踏まえ、金融二社の民営化の意義と新規業務の位置付けに関する基本的な認識、移行期間における新規業務に対する調査審議の考え方等を、下記により取りまとめ、公表する。

### 記

#### 1 郵政民営化と新規業務

##### ① 民営化の意義と金融二社のビジネスモデル

郵政民営化については、全体として、国民の便益の改善、民間秩序の中への融解及び10年以内における金融二社の株式完全処分という3つの条件が付されている。このいずれをも充足することには大きな困難が伴うが、郵政民営化の成功のためには、必ず達成しなければならない。

これまで郵貯・簡保という官業により政府保証等に依存して行われてきた資金仲介は、規模の肥大化とあいまって、経済合理性の下でリスクとリターンを配分すべき金融市場の機能に歪みを与えてきた。少子・高齢化社会において活力ある経済社会をもたらすためには、金融市場の機能の十全な発揮が不可欠である。郵政民営化において、上記の3つの条件を充足させる際には、金融市場を通じ資源配分の効率化に寄与するものでなければならない。民営化後の金融二社は、肥大化したバランスシートの規模を縮小するとともに、民間金融機関にふさわしいビジネスモデルへの革新を図ることが必要である。

## ② 郵貯・簡保の経営の現状

民営化後の金融二社については、その巨大な規模や全国的なネットワーク等から、強い競争力を有するという指摘があった。しかしながら、現在の郵貯・簡保は、政府保証の下で法定の業務を実施してきた結果、郵貯では定額貯金による調達と国債による運用に偏ることに伴う金利リスク、簡保では商品が養老保険に偏ることに伴う構造的縮小リスクを抱えている。また、リターンの面でも、郵貯では経常収益のほとんどが資金運用収益であり、簡保では過去に積み上げた追加責任準備金の戻入を除けば安定的な利益の計上が困難であるという偏った構造となっている。このように、リスクとリターンの構造からみると、現在の郵貯・簡保のビジネスモデルには競争力がなく、政府保証が付されている現在でも、郵貯では大幅な資金流出、簡保では新規契約の減少が進行している。

なお、郵貯・簡保については、内部管理等の面でも、民間金融機関としては、多くの課題が存在している。

## ③ 株式上場・処分の意義

郵政民営化においては、グループ全体として、費用状況に関する根底的見直し等により、経営の効率化を進め、株式会社としての経済合理性と投資家の信認を確保することが重要である。金融二社についていえば、株主の目線からの市場規律を貫徹させる上で、株式上場は大きな意義を有する。

なお、上場に向けての審査に当たっては、一定期間の経営実績を示すことが必要である。これに関しては、投資家の信認を得るためには、まず経営の効率化を行うべきであるという指摘の一方、投資の対象として評価されるためには成長性が不可欠という指摘があった。

## ④ 政府保証の廃止及びそれに伴って必要となる措置

民営化後の金融二社については、他の民間金融機関とは異なり、日本郵政による株式保有が存在する限り「暗黙の政府保証」が残存するため、その間は新規業務を一切認めるべきではないという指摘がある。しかし、民営化の実施後も「暗黙の政府保証」が残存するというパーセプションは、預金者・加入者等の誤解に基づくものである。

前述の民営化の意義に照らせば、政府保証を制度面で廃止するだけでなく、こうしたパーセプションをも払拭していくことが不可欠である。金融二社が、政府保証が存在しないことを明確に説明することは当然であるが、政府においても、その払拭に向けて最大限の努力を行うべきである。民営化後の金融二社に対しては、これに対応し、民間金融機関として自立するための態勢の確立が求められる。

## ⑤ 内部監査・コンプライアンス態勢等の整備

民間金融機関においては、市場規律に従ったガバナンスの確立のために、内部監査・コンプライアンス態勢が整備されていることが不可欠となっている。民営化後の金融二社がこうした民間金融機関と同等の態勢を備えるべきことは当然である。また、こうした態勢整備に当たっては、日本郵政公社から日本郵政への経営の引継ぎや、バーゼルⅡ等の下での統合的なリスク管理への移行という課題にも同時に取り組む必要がある。

この点については、民営化までの間にも、網羅的な検討を行って早急に態勢整備を進めるべきである。また、関係省庁は緊密な連携の下で、この態勢整備を強く促す必要がある。

内部監査・コンプライアンス態勢に係るこうした取り組みは、金融二社のビジネスモデルの革新の基礎となるものであり、その重要性については、いかに強調してもし過ぎることはないと思う。

## ⑥ 利用者保護及び検査監督態勢

金融行政は、本来、利用者保護の立場から行われるものである。したがって、民営化後の金融二社に対しても、その立場から、他の民間金融機関と同等に厳格な検査監督を実施することが当然である。

## 2 新規業務に関する調査審議の方針

### (1) 方針の表明の意義

金融二社の新規業務の認可等については、民営化後に申請が行われた段階等で、当委員会が意見を述べることとなっているが、金融二社の準備期間や関係業界の金融革新に向けての経営環境見通しの確定の必要性等を考えれば、事前に当委員会の方針を示すことによって、予見可能性を与えることが必要である。

このため、移行期間中における基本的考え方と現時点における当面の対応を以下に整理する。

### (2) 基本的な考え方

#### ① 利用者利便の向上

郵政民営化の目的は競争の促進による経済の活性化であり、新規業務を考える際の最も重要な視点は、金融二社と関係業界の利害の調整ではなく、これらの金融機関のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上である。

#### ② 金融二社のバランスシートの規模

経営の健全性確保の観点から、ビジネスモデルの革新に向けた柔軟な検討と厳格なALMの実施を求める。その結果として、バランスシートの規模についても市場原理に基づき自ずと適正化されるべきものとする。

### ③ 新規業務の実施に係る先後関係

新規業務の実施に係る先後関係については、郵政民営化法において、基本的に金融二社の経営状況と適正な競争関係の確保の観点によるものとされている。

このうち、金融二社の経営状況の観点については、民間金融機関としてのリスク管理と顧客へのサービス提供によるリターン確保を勘案することになる。また、適正な競争関係の確保の観点については、郵政民営化法において議決権比率等が尺度として例示されているが、その趣旨を踏まえれば、形式的な比率のみならず、株式市場からの規律が不十分な場合には、各種の取引において経済合理性が浸透しないおそれ残りやすいことに着目すべきである。

新規業務の実施に係る先後関係について、これらの観点から業務の特性を見ると、以下のような準則が考えられる。新規業務の導入について、これらの先後関係に沿って検討されることが望ましい。

なお、その際には、個々の業務ごとの検討のみならず、業務間の相互関係にも留意する必要がある。

- ・ 定型的業務から非定型的業務へ

株式市場からの規律が不十分な場合には、各種の取引において経済合理性が浸透しないおそれ残りやすいことにかんがみると、これに伴う弊害が発生しにくい業務から順次取り組むことが適切である。こうした観点から、定型的な業務の方が、相対的に早期の実施になじむものと考えられる。

- ・ 市場価格の存在する業務から相対で価格形成を行う業務へ

上記と同様の観点から、市場価格が存在すること等により価格の合理性が担保されやすい業務は、相対の取引により価格形成が行われる業務よりも、相対的に早期の実施になじむものと考えられる。

- ・ A L Mからみた緊要性の高い業務から低い業務へ

民営化後の金融二社の健全経営のためには、早期に顕在化するおそれが強いリスクについては、ヘッジ等による管理を有効に行えるよう、可及的速やかに対応していく必要がある。したがって、市場性のリスクに対応するA L Mの観点からみて緊要性が高いものから、早期の実施が必要と考えられる。

- ・ コアコンピタンスとの関係が強い業務から弱い業務へ

民営化後の金融二社がリターンを得るためには、顧客の望むサービスを提供することによりその支持を獲得していくことが必須である。コアコンピタンスとの関係が強い分野では顧客のニーズを把握しやすいため、こうした分野の業務から早期に実施することが有効である。

#### ④ 適正な競争関係の確保

郵政民営化法は、利用者利便の向上をその目的の一つとしており、この点では、独占禁止法や金融商品取引法等と共通の性格となっている。新規業務の検討に当たって考慮すべき適正な競争関係の確保についても、これにかんがみ、利用者利便の向上に資する観点から検討すべきである。

また、手法の面では、現在の金融行政の手法が事後チェック型となっている中で、金融二社の業務規制では、官業として拡大してきた経緯から、通常の行政手法に留まらず、事前の要件審査と事後の条件付けが必要となるものである。その運用に当たっては、事前の競争制限ではなく、事後の適正な競争関係の確保を図るものとすべきである。

### (3) 当面の対応

#### ① 新規業務開始のタイミングについての考え方

郵貯・簡保の財務内容にかんがみ、リスク管理手段の多様化（デリバティブ取引や運用対象の自由化等）については、政府保証が廃止される民営化直後における具備が急務である。その他の新規業務については、上場に向けて市場の評価を得られるタイミングでの実施が課題である。

#### ② 個別業務の調査審議についての考え方

新規業務については、事前に満たすべき要件として、内部管理や顧客保護等の業務遂行能力を十分具備している必要がある。また、適正な競争関係の確保については、リスクとリターンの関係が民間金融機関としての経済合理性に基づくものとなっていることや地域の利用者への影響等を事前に確認し、必要に応じ事後のフォローアップを条件付けることとする。

具体的な要件と条件の設定については、個別業務ごとに異なる。例えば、流動性預金の預入限度額の撤廃については、政令改正の際には、必要に応じ、肥大化につながらない態勢という点や、他業務との関連での必要性という点に留意することが考えられる。また、個人向けローンでは、リスクとリターンの関係が適正であること、管理や回収等の面で適正な業務遂行能力が確保されていること等について留意することが考えられる。こうした点に関しては、当委員会の委員が実態を更に調査した上で、要件や条件について審議を行っていくこととする。

#### ③ 個別業務への対応

日本郵政が民営化後速やかに開始を希望している業務については、同社の経営判断により、以上を踏まえて、適切に絞り込み、準備を行うことが考えられる。

### 3 その他

#### ① 地域金融・経済の発展への貢献のあり方

民営化後の金融二社については、地域金融機関との協業を行うことが重要である。また、地域の金融においては、中小企業との長年の積み重ねに基づくリレーションシップバンキングへの影響に留意すべきであるという指摘があった。

金融二社は、流動化・証券化された債権の買取り等、地域経済への貢献に向けた具体的な取組みについて、十分説明し幅広く検討を行うべきである。また、他の金融機関の商品の仲介は、民間金融機関との協業により利用者利便の向上につながり得るものである。

#### ② 簡保の旧契約者に係る利益と個人情報

民営化後の郵便保険会社から、旧契約者に係る利益と個人情報を厳格に分離すべきという指摘があった。旧契約に係る再保険の利益の帰属や個人情報の取扱いについては、関係業界の利害調整の手段としてではなく、旧契約者の権利や利便の確保の観点から考えていくべきである。

#### ③ 郵便局の活用のあり方

郵便局ネットワークへのアクセスを開放し、金融二社以外の民間金融機関が郵便局会社に代理店業務を委託できるようにすべきという指摘や、例えば損害保険代理店を営む場合には、顧客への説明等、コンプライアンス態勢の整備が不可欠という指摘もあった。

郵便局会社においては、販売する金融商品の選択を含め、私的自治の原則の下で経済合理性に基づく経営判断によって郵便局を運営し、健全経営を確立することが求められる。

## 「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」

(平成 18 年 7 月 31 日 日本郵政株式会社提出) (抜粋)

### 4 郵便貯金銀行

#### (4) 民営化後、新たに提供する商品・サービス等

##### ① リスク管理手段・運用の自由化

リスクのヘッジ、収益の安定化を図るため、金利スワップ、金利先物等他の銀行と同様のオフバランス取引を実施することを希望しています。

また、リスク分散を図るとともに、収益源の多様化のため、市場型間接金融への対応を含めた運用対象の多様化を図ります。具体的には、シンジケートローンへの対応、株式の本体運用、信託受益権など他の銀行と同様の運用対象の自由化を希望しています。

これらの業務は、郵便貯金銀行の経営の健全性を確保するため、民営化直後からの業務開始を希望しています。

##### ② 新規商品・サービスの提供

お客様のニーズに対応した商品・サービスラインナップの充実を図ります。具体的には次のようなものを希望しています。

##### イ 金融機関仲介

- ・郵便保険会社が取り扱う保険商品以外の保険商品の窓販
- ・投資信託商品の多様化等の証券業務の充実
- ・そのほか他の金融機関が取り扱う金融商品の仲介

##### ロ 預金関連

- ・外貨預金
- ・流動性預金の預入限度額の廃止
- ・定期性預金の預入限度額の拡大・廃止

##### ハ ローン関連

- ・個人向け（カードローン、住宅ローン、目的別ローン等）
- ・中小企業向け（ビジネスローン等企業向け融資、ファクタリング、保証業務、手形の割引等）
- ・その他法人向け（プロジェクトファイナンス等）

##### ニ 送金・決済関連

- ・クレジットカード業務
- ・当座貸越（無担保）

##### ホ その他

- ・信託銀行業務

これらの業務のうち、個人のお客様によりよいサービスを提供するとともに、上場に向けた企業価値の向上を図る観点から必要な業務については、民営化後速やかな業務開始を希望しています。

## 5 郵便保険会社

### (4) 民営化後、新たに提供する商品・サービス等

#### ① 運用対象の多様化

郵便保険会社は生命保険業を営むことから、予定利率を上回る運用利回りを中長期的に安定的に確保していく必要があります。そのため、適切な ALM の下で、収益向上の観点から、市場リスクや信用リスクといった各種リスクについて内部留保の範囲内でリスクテイクを行うこととし、市場分析・審査体制の整備に努めつつ、信託受益権、株式の本体運用、シンジケートローン等への運用を行うなど、他の生命保険会社と同様に運用対象の自由化を希望しています。

これらの業務については、郵便保険会社の収益力の強化を図るとともに、ポートフォリオの改善を行うため、民営化直後からの業務開始を希望しています。

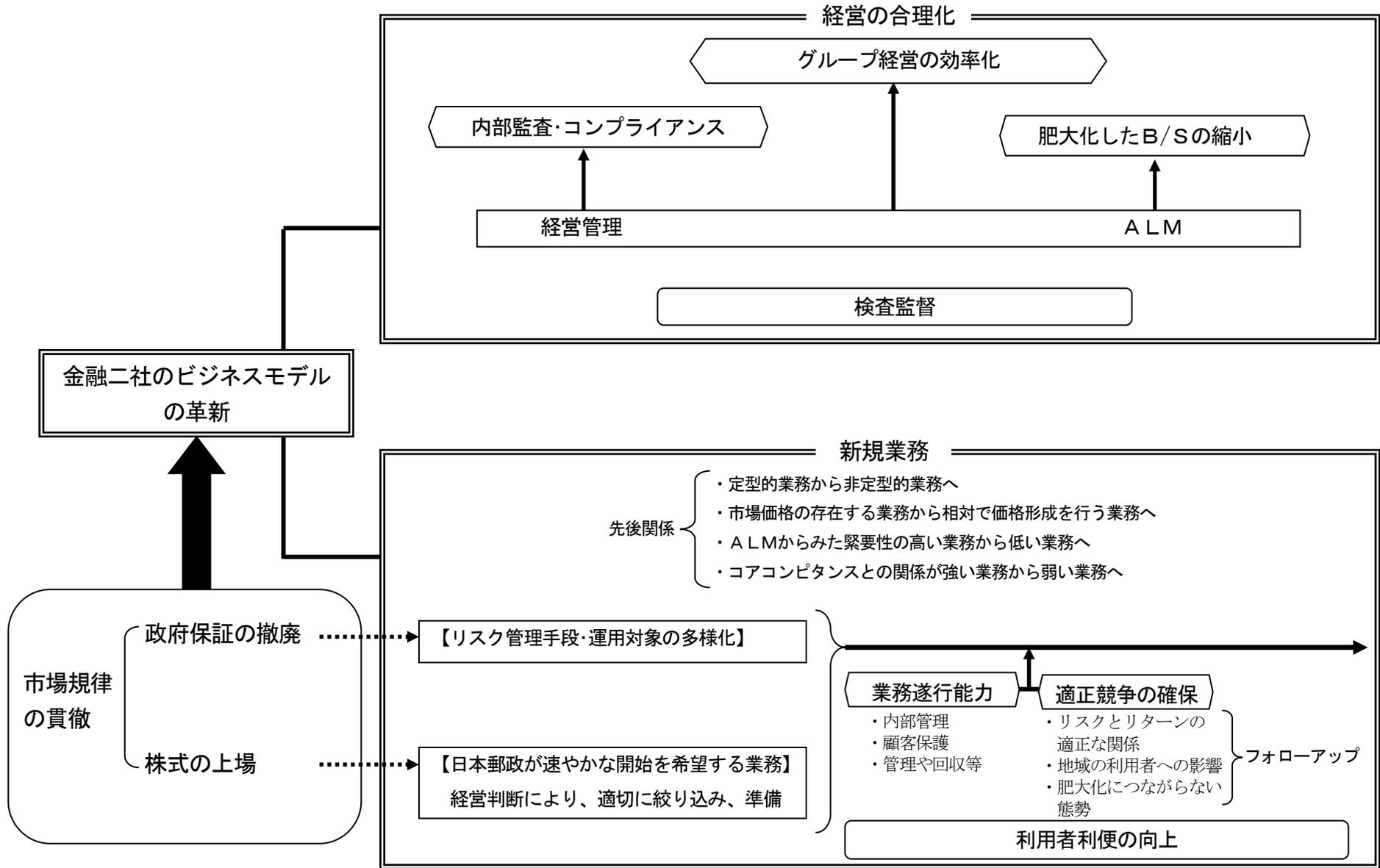
#### ② 新規商品・サービスの提供

お客様のニーズに対応した商品・サービスラインナップの充実を図ります。当面、具体的には次のようなものを希望しています。

- イ 法人マーケット向け商品の他の保険会社からの受託販売
- ロ 既存商品・サービスの改善
  - a 入院関係特約の改善
  - b 加入後一定期間経過した場合における限度額の引き上げ
- ハ 新規商品・サービスの開発
  - a 変額年金
  - b 医療・傷害保険等の第3分野商品
  - c 限度額引き上げを前提とした有診査保険

これらの業務のうち、お客様によりよいサービスを提供するとともに、上場に向けた企業価値の向上を図る観点から、特にお客様等のニーズが高く早期に実施が可能と考えられるイ～ハ a の業務について、民営化後速やかな業務開始を希望しています。

# 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見



## 改革の理念に沿った政策金融改革の実現を ～ 政策金融改革関連法案の審議入りにあたり～

今国会に政策金融改革関連法案が上程される。政策金融改革が、行政改革推進法<sup>1</sup>の趣旨に則り確実に実行されたためには、これからの法案審議が極めて重要である。

しかし、今後、細部を詰める作業過程においては、改革が骨抜きにされる恐れも十分予想される。例えば新政策金融機関の経営トップには、天下りを許さないといった理念に沿った改革の実現には、官邸の積極的な関与が必要であり、安倍総理には、今後も強力なリーダーシップを発揮され、改革を断行されることを望む。

### 1. 新政策金融機関(株式会社日本政策金融公庫)について<sup>2</sup>

#### (1) 真に国が担うべき機能に徹し残高を削減すること

「民で出来ることは民に」任せ、かつ直接融資から証券化・利子補給・信用保証などに移行し、民業補完に徹し、残高を削減すべきである。しかし融資残高半減目標は、民営化・廃止機関により達成可能であるとして、現行融資残高がそのまま新政策金融機関に引き継がれかねない状況にある。

政策金融の機能を見直し、民間で融資可能な分野からは全面的に撤退すべきである。規模縮小のためには、例えば新政策金融機関発足後5年以内に、GDP比でさらに半減など、大胆な融資残高削減目標を新たに掲げる必要がある。

#### (2) 「明確な経営責任に基づく効率的な運営」のため組織の効率化を図ること

金融機関としての効率的な運営のためには、組織の縦割りを徹底的に廃し、管理部門の共通化や支店の統廃合を推進する必要がある。透明性を確保するとし、現行機関を基準に経理勘定を区分し、さらにそれを理由に主務官庁毎の現行組織を温存することは、改革の趣旨に反する。

<sup>1</sup> 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(H18/6/2 公布法律第47号)

<sup>2</sup> 「政策金融改革に係る制度設計」(H18/6/27 政策金融改革推進本部、行政改革推進本部決定)によれば、新政策金融機関に関する基本的視点として、「国が担う機能としての政策金融の的確な実施」、「明確な経営責任に基づく効率的な運営」、「透明性の確保と評価・監視」、「利用者の利便性の維持・向上」、「国際金融部門の国際的信用及び主体性の確保」が規定される。

一つの機関として経営責任を明確にし、効率的な経営を行うためには、徹底的な組織の効率化が必要である。

(3) 「行政減量・効率化有識者会議」が改革の進捗状況を評価・検証すること

政策金融改革のプロセスについては、「行政減量・効率化有識者会議」により評価・検証を行うとされるが、法案骨子承認後は、具体的な開催予定がない。

「有識者会議」は改革の進捗状況を常に評価・検証する必要があり、法案についても必要に応じパブリックコメントに付すべきである。

(4) 「利用者の利便性の維持」は効率的な運営によって実現すべきであり、新たな財政負担を行うべきではない

「行政改革の重要方針」<sup>3</sup>には「新たな財政負担は行わない」と明記されており、「利用者の利便性の維持」は「効率的な運営」によって実現すべきである。収支差補給<sup>4</sup>は原則として行うべきではない。収支差補給を行う場合は、理由、根拠<sup>5</sup>と責任の所在を明確にし、透明性を確保すべきである。

(5) 新政策金融機関は一つの機関である

現在の政策金融機関を統合し、新たに設立する政策金融機関は、あくまで一つが基本である。国際部門については国際的信用および主体性の確保が必要であるが、しかしそのために国際部門を子会社化することは適当ではなく、ましてや国内部門の持ち株会社形式による経営統合は、基本原則に反する。

## 2. 民営化機関(日本政策投資銀行・商工組合中央金庫)について

民営化機関は、2008年の新体制移行後おおむね5年後から7年後を目途として完全民営化される。これらの機関が民間機関として真に自立するためには、経営の自由度確保が必要であり、何らかの制限や国の関与を残すための特別法を制定すべきではない。例えば完全民営化後の商工中金については、株主を中小企業に限定すべきではない。

以上

<sup>3</sup> 「行政改革の重要方針」(H17/12/24 閣議決定)

<sup>4</sup> 国からの財政負担として現在行われている措置は、収支差補給金の他に、出資に対する配当免除、納税義務免除がある。

<sup>5</sup> 現行の収支差補給は、「利益は全額国庫納付(法定積立金除く)する」という規定の反対解釈のもとに実施されている。

平成18年度中に見直しの対象となる融資等業務を実施している独立行政法人等一覧  
 (平成18～20年度末に中期目標期間が終了する法人)

平成17年3月末	貸付 百万円	債務保証 百万円	保険引き受け 百万円	出資 百万円	利子補給 百万円	
日本学生支援機構	(659,928) 3,799,675					経済的理由により修学が困難な優れた学生に対する奨学金の貸与
福祉医療機構	(701,620) 3,566,196					医療・福祉・介護施設への貸付け
雇用・能力開発機構	(136,198) 868,736					財形貯蓄を行っている勤労者に対する住宅資金及び教育資金の貸付け 公共職業訓練生に対する資金の貸付け
中小企業基盤整備機構	(18,671) 686,235	(0) 24,031		(9,532) 61,473		中小企業の共同化事業を資金面で支援する都道府県への資金供給 事業の共同化等の支援を行う3セクへの出資
日本私立学校振興・共済事業団(助成事業)	(57,247) 666,117					私立学校の校舎等の施設整備のための資金の貸付け
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	(315,794) 325,052	(2,685) 2,705		(44,203) 63,851		石油・天然ガス・非鉄金属探鉱・開発プロジェクトへの出資・貸付け・債務保証 民間企業による石油・石油ガス備蓄への貸付け等
農林漁業信用基金	(77,408) 120,921	(46,057) 47,555	(798,334) 4,097,310			農林漁業者に対する債務保証及び保険 農業・漁業信用基金協会への貸付け
国立大学財務・経営センター	(54,404) 54,404					国立大学法人に対する施設整備のための資金の貸付け
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	(52,905) 52,905	(0) 0			(1) 1	内航海運暫定措置事業に伴う資金の貸付け 民間が行う高度船舶技術に関する試験研究資金の借入れに係る利子支払資金の助成
自動車事故対策機構	(344) 15,861					交通遺児等への生活資金の無利子貸付け等
奄美群島振興開発基金	(1,681) 11,664	(3,047) 13,117				奄美群島居住者が金融機関から借り入れる際の債務保証 奄美群島居住者で金融機関からの借入れが困難な者への小口事業資金の貸付け
北方領土問題対策協会	(1,349) 5,787					北方領土に関する特殊事情を踏まえた援護措置としての資金の融通
新エネルギー・産業技術総合開発機構		(4,871) 7,109			2 2	新エネルギー利用事業に必要な資金借入に係る債務保証 省エネルギー設備の設置・再生資源利用等に必要な資金借入に係る債務保証・利子補給
情報処理推進機構		(1,867) 2,286				プログラムの開発等に必要な資金借入に係る債務保証
合計	(2,077,549) 10,173,553	(58,527) 96,803	(798,334) 4,097,310	(53,735) 125,324	(3) 3	

## 18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について

平成18年5月23日  
行政減量・効率化有識者会議

### 第一部 中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直し

#### 1. 基本認識

- (1) 簡素で効率的な政府の実現を図ることは喫緊の課題であり、行政改革推進法案の基本理念にあるように、その実現を図るための行政改革は、行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑えることを旨として行われる必要がある。独立行政法人についても、行政改革推進の観点から、組織・業務等の見直しを引き続き徹底して進めていく必要がある。
- (2) また、政府は、財政の危機的状況を踏まえ、2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支を黒字化し、さらに債務残高GDP比を安定的に引下げることを目指し、2006年の年央を目途に、「歳出・歳入一体改革」の選択肢及び改革工程を明らかにし、財政健全化に向けた歳出の徹底した見直しに取り組むこととしている。
- (3) 独立行政法人の見直しは、国の歳出とも深く関係しており、歳出・歳入一体改革の趣旨も踏まえ進めていく必要がある。また、独立行政法人制度は、行政執行あるいは政策を効率的に実施するために創設されたものであり、効率性を高めるために自律性が与えられている。その趣旨に則って効率性を高め、国民にとって真に必要なサービスを、高い質を確保しながらより低コストで提供していく必要がある。
- (4) このように「簡素で効率的な政府の実現」に資するとともに、独立行政法人制度に本来期待されている効率的な業務運営がなされるよう、独立行政法人については、政府全体の行財政改革との整合性に留意しつつ、  
その事務・事業について、「官から民へ」という観点から徹底的に見直しを行い、真に独立行政法人が行う必要性がある事務・事業への重点化を図るとともに、国の重点施策に合致する社会的要請の高い事業への重点化を図り、  
その上で、その事務・事業をできるだけ、低コストで効率的に実施し、財政

支出の削減を図る、  
ことが求められる。

特殊法人等から移行した独立行政法人については、これまで見直しが行われた法人と比べて事業規模や国からの財政支出の規模が概して大きいことを踏まえると、こうした取組が特に重要である。

## 2. 見直しの視点

以上を踏まえると、平成 18 年度以降当面の独立行政法人の見直しについては、次の 2 点を柱として行うべきである。

### (1) 事務・事業の重点化

社会経済情勢の変化に対応し、行財政改革を一層進めていくため、国の各政策分野においては、施策の見直しがなされ、その重点が変化している。国の施策の実施業務を担う独立行政法人についても、国の施策の重点化にあわせ、その事務・事業の徹底した重点化を図る必要がある。

### (2) 財務面の改善に向けた見直し（収支の改善）

独立行政法人の事務・事業ができるだけ低コストで効率的に実施されるように促し、財政負担の削減を図る必要がある。このため、独立行政法人の行政サービス実施に伴う費用を総合的に表す指標である「行政サービス実施コスト」の改善を業務運営の目標とすべきである。なお、中期目標期間における各法人の当該コストの具体的な改善目標については、歳出・歳入一体改革の議論を踏まえながら、予算編成と並行して検討していく必要がある。

#### (注) 行政サービス実施コスト

独立行政法人の損益計算書の費用から運営費交付金や補助金以外の収益を控除し（業務費用）それに機会費用（政府出資金の機会費用等）等を加えたもの。独立行政法人が業務を行うに当たって国民の負担に帰せられることとなるコストを意味する。

また、以下のような事業については、財務の健全性確保の観点から問題があると考えられるものであり、法人の自律的な経営努力による改善、さらに必要な事業見直しを行うことにより、財務内容の悪化を早急に止めるべきである。

イ) 累積損失が増加している事業

ロ) リスク管理債権（貸倒懸念債権、破産更生債権等）の残高が増加している事業

ハ) 長期の借入金等による資金調達を行っているが、償還計画が未達成の事業

### 3. 具体的な取組

#### (1) 独立行政法人の事務・事業の重点化

次の観点から業務を見直し、国の施策との整合性を図る観点からその重点化を図るべきである。

独立行政法人が行うべき事務・事業かどうかの観点からの見直し

民間で行いうる事業又は他の公的機関により実施することが可能な業務かどうかを精査し、事務・事業の廃止、移管等を検討すべきである。

国の施策の重点化（所管省庁の重点施策）に併せた事務・事業の重点化

各独立行政法人において、国の重点施策を実施する事務・事業への重点化を図るべきである。また、国の重点施策との関連が薄い業務を行っている法人については、業務規模の適正化、事務・事業の廃止・縮小を含めて事業内容の見直し等を行うことはもとより、効率的に事務・事業が実施できるように、他の法人等への業務の移管も含めて検討すべきである。

さらに、これらの業務の見直しに併せて、組織の廃止・縮小等組織面の見直しも検討すべきである。

#### (2) 財務面の改善（行政サービス実施コストの改善）

事務・事業の実態に即して、次の取組を総合的に行い、行政サービス実施コストの改善を図るべきである。

業務の効率化による費用の削減

イ) より低いコストで業務を実施するための取組

( ) 一般管理費（間接費）の削減努力を継続的に行う。このため、引き続き中期目標期間における一般管理費の効率化目標を設定して取り組む。

また、人件費総額について削減を図る。

( ) 随意契約について、その基準や理由の明確化・透明化を通じて、妥当なものに限定し、一般競争入札の比率を高めることにより、市場原理を通じた効率的で低廉な発注の促進を図るとともに、官の発注に係る不透明感の払拭に努めるべきである。

( ) 民間委託・市場化テストを活用することにより経費節減を図る。

ロ) 施設・組織等運営面での効率化の促進

( ) 利用者ニーズが低く将来にわたり継続的に収支悪化要素となる業務について廃止・縮小する。例えば、利用頻度が低いにもかかわらず維持管

理費等がかさむ施設等を閉鎖する。また、本来業務に直接関係のない施設については、積極的に売却する。

( ) 地方組織の再編等の組織の集約化を通じて運営効率化を図る。

#### ハ) 業務運営の透明性向上による効率化の促進

( ) 管理会計的な考え方を踏まえ、セグメント別の収支等を計算・公開することにより、セグメント毎の事務・事業の効率性等の評価を可能とするとともに、自律的な運営及びその効率化に役立てる。また、プロジェクト毎の収支管理を行い、プロジェクト単位での評価を可能とする。

( ) 事業効果の試算等を対外的に説明することを通じて、事業の透明性を高める。

#### 自己収入の増加

##### イ) 利用者負担の適正化

個々の利用者に受益が生じる事務・事業については、受益者負担の適正化の観点から、使用料、手数料、入場料等の水準について見直す。また、従来から無償で提供しているサービスについても、受益者負担等の観点から有料化の方向で見直す。

特に、利用者が営利性・事業性を有する場合には、少なくとも維持管理等の運営コストを賄えるよう利用料等を見直すべきである。

##### ロ) 保有資産の売却促進等

低利用の土地・施設等の売却可能な保有資産を積極的に売却し、施設等の集約化を図ることにより稼働率を引き上げる。また、一般利用が可能な施設については、一般利用への開放を拡大し、増収を図る。

##### ハ) 知的財産等の活用等

著作権や特許等の知的財産の活用、業務のノウハウを活用した技術指導等、ネーミング・ライツの販売など、あらゆる機会を活用して増収を図る。

#### 事業量の適正化による業務費用の削減

イ) 引き続き、中期目標期間の業務費の効率化目標を設定して、業務費（営業費用）の削減に取り組む。

ロ) 小規模あるいは付随的に行われている事務・事業については、廃止する。

ハ) 当初は先駆的あるいは呼び水的な事務・事業であったが、長年実施されてきているものについては廃止する。なお、そうした性格の事務・事業については、予め終期の設定を行うべきである。

## 機会費用の低減

イ) 無利子貸付や出資金の縮小の可否を検討し、その結果に応じ機会費用の低減を図る。

### (注) 機会費用

例えば、独立行政法人に対し国から無利子貸付がなされていれば、本来得られるはずの金利分だけ国には目に見えないコストが発生。このようなコストを機会費用といい、独立行政法人においては、政府出資、無利子貸付、国有財産の無償使用等に伴い機会費用が発生。

## 4. 18年度の見直し

18年度においては、23法人について中期目標期間終了時の見直しを実施することとなる。所管府省には、ここで指摘した事項を踏まえた見直し案を作成するよう要請するものである。

## **第二部 金融業務の見直し**

### 1. 基本認識

- (1) 独立行政法人の金融業務の見直しの目的は、金融資本市場を効率化し経済の活性化を図るとともに、政府が過度にリスクを負ってきた状況を是正する観点から、「民間でできることは民間で」の考え方にに基づき、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出しつつ、効率的な資金配分の実現を目指すものである。こうした方向性は、政策金融機関の見直しと同じであると考えられる。
- (2) ただし、独立行政法人の金融業務は、それぞれ異なる政策を担っているため一様ではなく、次のように性格の異なるものに分類される。
- イ) グループ内での金融という側面が強い業務：特定の関係者への貸付等を目的として、当該関係者と関連の強い原資により実施される業務等
- ロ) 民業との競合関係を生ずる可能性が基本的でない業務：融資対象に事業性・営利性はないが公益的見地から実施されている業務等
- ハ) 民業との競合関係が生ずる可能性のある業務：イ、ロ以外の業務。この中にも、補助金と一体的に運用される融資、リスクマネーに近い融資等様々な性格の業務を含む。

(3) このため、今回の見直しは、当該業務の位置付けや特性等をも考慮しながら、個別に徹底した精査を行う必要がある。

## 2. 基本的な見直しの視点

(1) 以上の基本認識のもと、次の方向で業務を見直すべきであると考え。なお、「総論」で示した事務事業の重点化及び財務面の改善に向けた見直しについては、独立行政法人の見直しにあたっての基本である。したがって、金融業務もこの2点からも見直し、その規模の縮減を図るべきである。

(2) まず、各業務に共通して、次の点を精査する必要がある。

国の政策目的が妥当であるかどうか。政策の必要性が薄れたものは撤退すべきである。なお、実績が少なくニーズが少ないと考えられる業務については、特に政策の必要性を精査すべきである。

政策目的達成の手段として、現行の金融的手法が適当であるかどうか。金融的手法をとっているが、自助努力を喚起する機能が発揮されていない場合には、補助金等他の手法とコストを比較し、他の手法への転換を検討すべきである。

独立行政法人の金融業務を実施する能力を踏まえ、高度なリスク管理能力等が必要な直接融資には慎重であるべきことはもとより、信用補完であっても厳正な審査を実施できる能力があることを前提とするなど、その能力に相応の手法を選択すべきである。

金融業務として適切・効率的に実施されているかを各機能に分解して精査し、次の措置を講ずるべきである。

- ・民間金融と比較すると総じてそのレベルに懸念があるリスク管理機能をはじめとして、審査機能、回収機能等金融業務を実施する上で不可欠な機能の強化。そのために必要であれば、より効果的かつ効率的に金融事業を行える民間事業者への委託等を推進。
- ・金融業務の透明性を高める観点から、セグメント別に民間金融機関並みに情報を開示。
- ・金融業務のユーザーからみて分かり易い仕組みへの見直し。

(3) 特に、民業との競合関係が生ずる可能性のある業務については、政策金融機関の見直しの考え方を踏まえつつ、次の点を検討する必要がある。

民間金融機関のリスク評価能力及びリスク負担能力の現状及び今後の向上も視野に置き、「民間でできることは民間に委ねる」との観点から、廃止・縮減等

を検討すべきである。

借り手のモラルハザードをもたらしたり、民間の金融判断が損なわれるような仕組みとなっていれば、それを改めるべきである。

借入先企業等ができるだけ早期に自立して民間融資を受けられるよう支援していくことを公的関与の目標とした仕組みとすべきである。

業務実施の効率化、あるいは業務の重複排除の観点から、政策金融機関との関係の在り方について検討が必要である。

(4) 不良債権については、その早期処理を図り、水準を適正化すべきである。

(5) なお、政策金融機関の見直しの結果、政策金融機関が撤退した業務について、独立行政法人等がその業務の受け皿とならないようにすべきである。

### 3. 業務の種類に着目した見直しの視点

業務の種類に応じ、基本的な見直しの視点に加え、以下の視点から見直す必要がある。また、各金融手法を選択する理由について、政策目的との関係、業務の効率性との関係等から分かりやすく明らかにする必要がある。

#### (1) 貸付業務

資産・債務のスリム化及び民間金融機関補完の観点から、部分債務保証、証券化、利子補給への切り替えを検討し、可能な限り直接融資から撤退する方向で検討する。

政策の重点化に応じ融資対象を限定する等政策金融を徹底して重点化する。

政策コストを低減し、的確な金融判断が可能となるよう、貸付先の特性やリスクの程度を考慮した条件の設定を可能とする仕組みとする方向で検討する。

#### (2) 債務保証業務

融資実施機関のモラルハザードの防止及び的確な金融判断発揮の観点から、保証のカバー率を引下げる等その仕組みを見直す。

中長期的に収支が均衡するよう、保証料の適正化を図るとともに、審査の厳格化、回収率の向上を図る。

独立行政法人等の融資に対する公益法人の債務保証業務（民間の自主業務）については、独立行政法人等において当該債務保証の収支、代位弁済、回収状況等を把握し、その妥当性を検証することとし、当該検証の妥当性も含めて、独立行政法人は、各府省の評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会

の業績評価を受ける必要がある。

### (3) 保険業務

被保険者のモラルハザードの防止の観点から、免責部分の適正化を図る。

中長期的に収支が均衡するよう、保険料の適正化を図るとともに、審査の厳格化を図る。

### (4) 出資業務

民間からの出資が得られない分野であり、かつ政策的な対応の必要性が極めて高い公共性があるかどうか、他の金融的手法によっては目的が達成されないかどうかについて、厳しく精査のうえ、限定する。

出資は民間の経営に直接関与するものであることから、出資を行う際にはその出口（出資の引上げあるいは売却）が展望できるものに限る等必要な仕組みの見直しを行う。

一定のリターンが得られるものかどうか実績に照らして精査し、リターンが得られる可能性のないものについては、廃止あるいは補助金への切り替えを検討する。

### (5) 利子補給業務

貸付自体に民間金融機関の金融判断が働いているかどうかを点検する。

その上で、政策的な必要性の減少した業務は廃止する。

## 4. 18年度の見直し

18年度に中期目標期間終了時の見直しを行うこととなる23法人のうち、14法人が金融業務を実施している。所管府省には、ここで指摘した事項を踏まえた見直し案を作成するよう要請する。

また、政府においては、18年度中に公益法人等の金融業務の見直しも行うことを予定していることから、本指摘事項が公益法人等の見直しにも活用されることを期待する。

## 平成 18 年度における独立行政法人の組織・業務全般 の見直し方針

平成 18 年 7 月 18 日  
政策評価・独立行政法人評価委員会

平成 18 年度以降、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人（日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）を含む。以下同じ。）の中期目標期間の終了時期が初めて到来することとなる。これらの法人については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定。以下「重要方針」という。）において、「官から民へ」の観点から事業・組織の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることはもとより、法人の事業の裏付けとなる国の政策についてもその必要性にまでさかのぼった見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図ることとされている。

また、平成 18 年度に、当該年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人（9 法人）に加え、平成 19 年度末に中期目標期間が終了する法人（31 法人）についても、円滑かつ効果的な見直しを行う観点から、業務・組織全般の見直しの検討に着手し、相当数について結論を得ることとされており、融資業務等を行う独立行政法人については、平成 20 年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成 18 年度中に「政策金融改革の基本方針」（平成 17 年 11 月 29 日経済財政諮問会議）の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得ることとされている。

これらの見直しに当たっては、平成 18 年夏を目途に、政府としての基本的な考え方を取りまとめることとされており、政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）としても見直しの方針を取りまとめることが求められている。

このため、委員会では、見直しの方針の策定に向けた精力的な検討作業を進めてきたところであり、「18 年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」（平成 18 年 5 月 23 日行政減量・効率化有識者会議。以下「有識者会議指摘事項」という。）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「基本方針 2006」という。）も踏まえ、今般、平成 18 年度における独立行政法人の中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しについて、当委員会としての方針を取りまとめた。

委員会としては、今後とも有識者会議指摘事項及び基本方針 2006 を踏まえつつ、この見直しの方針に沿って、個別の法人ごとに平成 18 年度における独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性の検討を行うこととしている。各主務大臣及び各府省の独立行政法人評価委員会においても、

これらを踏まえた抜本的な検討が行われることを期待する。

## 1 基本的な見直しの考え方

独立行政法人制度は、中期的な目標管理と第三者による事後評価、廃止や民営化を含めた組織・業務全般の定期的な見直しなどにより、業務の効率性・質の向上を図るとともに、自律的な業務運営や業務の透明性を確保するための仕組みとして創設されている。

このため、独立行政法人は、業務の効率性・質の向上を図り、国民にとって真に必要なサービスをより低廉な費用で提供することが求められるとともに、透明性を確保し適切な見直しに資する観点から、貸借対照表、損益計算書など法定の財務諸表や独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会）に基づく行政サービス実施コスト計算書等の作成・公表が義務付けられている。

したがって、平成 18 年度における独立行政法人の中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しに当たっては、業務の質の確保を図りつつ、業務運営の効率性、自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、次の視点を基本とする。

- ① 業務の廃止・縮小・重点化
- ② 経費の縮減、業務運営の効率化
- ③ 自己収入の増加
- ④ 情報提供（ディスクロージャー）の充実

なお、先般成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号。以下「行政改革推進法」という。）において、独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、独立行政法人の組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方を見直す旨規定されており（行政改革推進法第 15 条）、また、特定独立行政法人については、その業務を国家公務員の身分を有しない者が行う場合における問題点の有無を検証し、その結果、役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行させるものとされている（行政改革推進法第 52 条）点なども踏まえて検討を進める必要がある。

## 2 共通的な見直しの視点

上記 1 の基本的な見直しの考え方を踏まえ、独立行政法人については、行政改革の一層の推進、自律性の向上の観点から、i) 国の施策の重点化・効率化に対応した独立行政法人の業務の重点化・効率化、ii) 独立行政法人の収支の改善と国民負担の縮減を図ることが適当である。

今回の見直しの対象となる独立行政法人については、これまでも一般管理費、業務費等に関する削減目標が課されており、新たな中期目標期間においても明確な目標の下、

- ① 人件費総額について5%以上を基本とする削減(行政改革推進法第53条)
- ② 一般管理費及び業務費について、平成17年度までに組織・業務全般の見直しが行われた法人に準じた厳しい削減

を図るとともに、

- ③ 独立行政法人の業務運営に関する「業務実施コスト」(行政サービス実施コスト：国民の負担に帰せられるコスト)について、国民負担の削減を図る観点からの改善

を行うための取組が重要である。

これらの実現のため、上記1に列記した①ないし④の基本的な見直しの視点ごとに、それぞれ以下のような具体的な検討を行うこととする。

#### (1) 業務の廃止・縮小・重点化

独立行政法人の業務の廃止・縮小・重点化の検討に当たっては、「官から民へ」の観点から徹底的に見直しを行い、事務・事業の必要性を厳しく検討し、引き続き行われることとなる業務は、国の政策の重点化・効率化に対応したものに限定することが適当である。

特に、累積損失やリスク管理債権残高が増加している事業など法人の財務の健全性確保の面で問題があると考えられる事業については、財務内容の悪化を早急に止める観点からの見直しが必要である。

このため、例えば、次のような視点からの検討を行うこととする。

- ① 独立行政法人の業務は、国の政策の重点化・効率化に対応して適切な重点化・効率化が図られているか。達成すべき国の政策そのものの必要性が失われているものや低下しているもの、事業のニーズや効果が乏しいものはないか。業務実績が著しく低下しているものはないか。そもそも業務を実施するに至った経緯、背景事情等が、社会経済情勢の変化、交通手段の発展、情報化の進展等により変化し、その重要性が低下していないか。廃止も含めた抜本的な見直しを行う必要があるものはないか。
- ② 業務ごとのコストが当該業務から得られる収入に比べて著しく大きく、結果として、毎年度、国から大きな財政支出が行われている業務について、収支改善の見込みはあるか。達成すべき政策目的と毎年度のコストを勘案し、廃止、縮小等の検討を行うべきものはないか。
- ③ 業務の必要性が認められるとしても、総花的になっていないか。限られた人員や資金でより有効な成果を上げるためには、業務の重点化を図ることが適当ではないか。達成すべき政策目的への寄与度の小さな業務で、多くのコストをかけているものはないか。そのような業務について

は、廃止すべきではないか。

- ④ 事業化までの「呼び水」的な施策が当初の意図から離れて恒常化して官への依存を高めることとなり、かえって事業化の阻害要因となっていないか。こうした施策にはあらかじめ終期を設定すべきではないか。
- ⑤ 特別会計から運営費交付金、補助金、委託費等の交付を受けている業務について、行政改革推進法に基づく特別会計改革の動向も視野に入れ、事業の見直しを行う必要はないか。
- ⑥ 借入金又は債券発行により資金を調達している業務について、償還が適切に行われているか。機会費用の低減を図る観点から、国及び地方公共団体からの無利子貸付や出資の廃止又は縮小を図るべきものはないか。
- ⑦ 当該事務・事業は真に当該法人で実施すべきものか。国の機関、他の独立行政法人、地方公共団体、民間の機関等において、同様の又は類似の業務を既に実施していないか。また、より適切な他の実施主体はないか。より適切な実施主体がある場合、それに業務を移管することなどにより、法人の業務をより厳選する必要はないか。

なお、各府省においては、所管する独立行政法人の国の歳出への依存を低下させる取組の実効性を確保する観点から、当該法人に対する新たな業務の追加・委託や新たな補助金等の交付は、真に必要なものに限ることが適当である。

## (2) 経費の縮減、業務運営の効率化

独立行政法人については、国家公務員に準じた人件費削減の取組も求められており（行政改革推進法第53条）、人件費その他の経費を含めた全般的な見直しが必要となっていることから、上記(1)の業務の廃止・縮小・重点化を検討した上で、経費の縮減を徹底し、一層効率的な業務運営を図るため、例えば、次のような視点からの検討を行うこととする。

- ① 上記(1)の視点により廃止、縮小等を行うこととされた業務を担う部門はもとより、総務、経理業務などを担ういわゆる間接部門についても、事務処理の効率化等の一層の促進により、合理化すべきものはないか。
- ② 出先機関等を設置して業務運営を行っている法人については、その効率化を図るため、
  - i) 出先機関等を設置して行っている業務について、個々の機関等ごとに財務情報、業務実績等を把握し、費用対効果分析を行っているか。その結果はどのようになっているか。機関ごとの活用状況を踏まえ、整理合理化できるものはないか。また、業務の一体的な実施により要員が合理化できるものはないか。

- ii) 他の独立行政法人等の出先機関等が近接して類似の業務を行っていないか。業務の相互委託により合理化できるものはないか。
- ③ 随意契約については、「独立行政法人における随意契約の適正化について（依頼）」（平成 18 年 3 月 29 日付け事務連絡。総務省行政管理局長から各府省官房長あて。）を踏まえ、随意契約によることができる基準の具体化・公表、一定額以上の随意契約についての理由等の公表を行う必要があるが、法人において適切な措置が講じられているか。
- ④ 随意契約については、妥当なものに限定することとし、一般競争入札の比率を高めて市場原理を通じた効率的で低廉な発注の促進を図ることが適当である。随意契約で行われている業務について、一般競争入札の範囲の拡大や契約内容の見直し等により効率化を推進できるものはないか。また、随意契約の割合が過度に大きい業務等については、各府省の独立行政法人評価委員会においてその妥当性に関する評価が行われ、正当な理由が認められているか。
- ⑤ 機械的、定型的な業務等について、一般競争入札に基づく民間委託や市場化テストの活用により効率化を推進できるものはないか。
- ⑥ 物品等の調達に当たって、本部での一括調達を行う汎用品を活用することなどにより効率化を推進できるものはないか。

### (3) 自己収入の増加

独立行政法人の経営の自律性を高めるとともに、国の歳出への依存を低下させる観点から、独立行政法人の自己収入の増加を図るため、例えば、次のような視点からの検討を行うこととする。

- ① 独立行政法人が提供する行政サービスは公共的なサービスであるが、受益が個人や各事業者に帰属する業務については、適切な費用負担を求める観点から、
  - i) 検査・試験等に係る手数料、教育・訓練・研修に係る授業料・受講料その他関連経費、展示施設等の入場料、施設等の使用料等について、経費を勘案して、適切な受益者負担を求めることとし、受検者数、利用者数等の動向（予測）を踏まえつつ、その水準の引上げが可能なものはないか。また、これらの料金は、民間や地方の類似の機関、他の独立行政法人等と比べて、著しく低いものとなっていないか。
  - ii) 無償で行っている情報収集・提供等のサービスについて、経費を勘案して、適切な受益者負担を求めることとし、有料化できるものはないか。
- ② 国有財産については、その効率的な活用の促進を図ることとされており、独立行政法人についても同様に、保有する土地・建物等の効率的な

活用の促進について検討することが適当と考えられるが、その利用実態、活用状況を精査し、地価の高い都市部に所在しているものの売却（必要な機能は郊外等へ移転）、現在は活用されていないものなどの民間への売却等を行うことができるものがないか。また、地価の高い都市部の賃貸ビルに入居している本部等について、事務所経費の節減を図ることができるものはないか。さらに、保有施設の一般利用への開放や関連する諸権利の有効活用などにより増収を図れるものはないか。

- ③ 出版物についての著作権等の活用、研究開発成果等についての特許取得の促進等による知的財産の活用、技術指導その他様々な手法を通じて増収が図れないか。

#### (4) 情報提供（ディスクロージャー）の充実

上記の取組の実効性を確保する等のため、独立行政法人に対する評価が一層厳格かつ適切に行われ、その結果が事業選択や業務運営の効率化に反映される必要がある。そのためにも、セグメント情報の充実など独立行政法人の財務内容等の一層の透明性の確保を図る必要があるが、財務情報の作成・公開状況をみると、

- i) 運営費交付金の使途に係る決算情報については、管理会計等が不十分であることもあって、ほとんどの独立行政法人においておおまかなものしか公表されておらず、業務運営と経費の関係の把握が十分できない、
- ii) セグメント情報は、国民その他の利害関係者に対する説明責任の観点からの重要な財務や業務に関する情報と位置付けられており、各独立行政法人の業務実績の評価における重要な情報の一つと考えられるが、法人によっては、既に、業務ごと、研究開発プロジェクトごと、事業ごとのセグメント情報を作成し、各府省の独立行政法人評価委員会の評価を受けているものがみられる一方、セグメント情報を作成していないものもみられる

などの状況となっている。

このため、例えば、次のような視点からの検討を行うこととする。

- ① 事業ごとの評価・分析が適切に行われ、事業の見直しや運営の効率化に役立てられているか。事業効果の高いものへの重点化、事業全体の効率化を図る観点から、費用対効果分析や政策コスト分析などの情報を充実させるべきものはないか。
- ② 決算情報について、より詳細な情報の作成、公表の必要はないか。
- ③ セグメント情報について、より詳細な情報の作成、公表の必要はないか。

また、事業の成果やコストを重視した業務運営、管理・運営の適正化

により一層の業務の重点化、効率化を図るため、管理会計的な考え方を踏まえ、業務や研究開発プロジェクトごと等の収支管理を行うべきものはないか。

### 3 業務の種類ごとの主な見直しの視点

中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しに当たり、特に、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人については、平成17年度までに見直しを行った独立行政法人とは異なり様々な業務を行っていることから、個別具体的な業務の性質や実態に即した検討が基本であると考ええる。

これらの業務のうち、重要方針において政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた見直しを行うこととされている融資等業務（資金の貸付け、債務の保証、保険の引受け、出資若しくは利子の補給を行う業務又はこれに準ずる業務）については、委員会において、これまで「政策金融ワーキング・グループ」を開催して精力的に審議し、別途見直しの視点を取りまとめたところであり、これに基づく検討を併せて行うこととする。

#### (1) 融資等業務

融資等業務に関する見直しの視点の詳細については、別紙を参照。

#### (2) その他の業務

特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の中には、教育・訓練・研修など、これまで委員会が「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針」（平成15年7月1日）、「教育・指導・訓練関係法人の評価における関心事項」（平成16年6月30日）、「公共用物・施設設置運営関係法人の評価における関心事項」（平成16年6月30日）等により評価の視点等を取りまとめた類型に該当する業務を実施しているものが見られる。教育・訓練・研修等の業務については、これらの成果を踏まえるとともに、例えば、以下のような視点からの抜本的な検討を行い、見直しを行うこととする。

#### ア 教育・訓練・研修業務

独立行政法人においては、教育・訓練・研修をその業務の一部としているものが見られる。

業務の運営実態についてみると、教育・訓練・研修のコースによっては、i) 受講定員に対して実績が低い、ii) 教育・訓練・研修の目的が十分に達成されていない又は成果が十分に上がっていないなどの状況も見受けられる。

このため、次のような視点から検討し、見直しを行うこととする。

- ① 本来の教育・訓練・研修の目的は何か。
- ② 社会経済情勢の変化や政策の重点化等の状況を踏まえても、引き続き教育・訓練・研修を行うことによる社会的、経済的な効果が期待できるか。教育・訓練・研修について、政策目的が既に達成されているもの、効果が十分上がっていないものはないか。

## イ 施設の設置・運営業務

独立行政法人においては、展示施設等の設置・運営をその業務の一部としているものがみられる。

業務の運営実態についてみると、i) 施設・設備の年間稼働率が低い、ii) 毎年度の施設の運営・維持管理に要するコストが利用に伴う収益を大幅に上回るなどの状況も見受けられる。

このため、次のような視点から検討し、見直しを行うこととする。

- ① 独立行政法人が施設等を設置・保有する目的は何か。
- ② 社会経済情勢の変化や政策の重点化等の状況を踏まえても、法人が自ら当該施設等を設置・保有し続けることは、適切か。特に、当該施設等の設置・保有に伴うコストに比べて、成果は十分なものといえるか。
- ③ 利用予測や施設規模に対して利用実績はどのように推移しているか。
- ④ 施設等の運営・維持管理に要する総費用(人件費を含む。)に対して、当該施設等の利用による収益は、どのように推移しているか。
- ⑤ 独立行政法人が直接運営している場合、その理由は何か。運営の全部又は一部を民間等に委託して効率化できないか(委託を行うに際しては、一般競争入札を経ているか)。

## ウ 助成業務

独立行政法人においては、第三者への助成をその業務の一部としているものがみられる。

業務の運営実態についてみると、申請のあった制度利用者への給付件数が大幅に減少してきている助成金等があるなどの状況も見受けられる。

このため、次のような視点から検討し、見直しを行うこととする。

- ① 本来の助成の目的は何か。
- ② 社会経済情勢の変化や政策の重点化等の状況を踏まえても、引き続き助成を行うことによる社会的、経済的な効果が期待できるか。助成金等について、政策目的が既に達成されているもの、助成効果が十分

上がっていないものはないか。

## エ 調査・研究開発業務

独立行政法人においては、研究開発を本来業務とするもの、本来業務に付随する調査研究をその業務の一部とするものがみられる。

業務の運営実態についてみると、i) 他の独立行政法人等でも類似性の高い研究テーマの設定や研究開発プロジェクトが行われているとみられる、ii) 関連する情報の収集・提供業務に多額の支出を伴っているなどの状況も見受けられる。

このため、次のような視点から検討し、見直しを行うこととする。

- ① 所期の目的どおりに研究成果が上がり、それが有効活用されているか。
- ② 他の機関でも類似性の高い研究開発プロジェクトを実施している場合、合理化、共同実施を図ることはできないか。
- ③ 調査・研究開発業務に関連して行われる情報収集・提供業務に係る支出や利用料等による収入はどのように推移しているか。支出の縮減、収入の増加を図ることはできないか。
- ④ 調査・研究開発に係る評価はどのように行われているか。評価結果をその後の業務にフィードバックする仕組みはどのようになっているか。
- ⑤ 社会経済情勢の変化や政策の重点化等に対応できていない研究、緊急性や必要性の乏しい研究、長期間ほぼ同様のテーマを設定して行っている研究等はないか。他の業務に付随して調査研究業務が行われている場合、引き続き実施する必要はあるか。

## 融資等業務の見直し

### 1 基本的な見直しの考え方

政策金融分野の改革は、我が国にとって金融資本市場の効率化・活性化を図るための最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での抜本的な改革が必要となっている。こうした政策金融の改革に関する考え方は、独立行政法人が行う融資等業務の見直しについても当てはまることから、重要方針において、独立行政法人が行う融資等業務について、政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた見直しを行うこととなっている。

政策金融改革の基本方針は、

- (1) 政策金融の機能を①中小零細企業・個人の資金調達支援、②国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融、③円借款（政策金融機能と援助機能を併せ持つ）に限定し、それ以外は撤退、
- (2) 「小さくて効率的な政府」実現に向け、政策金融を半減、
- (3) 民間金融機関も活用した危機（金融危機、国際通貨危機、大災害・テロ、疾病等）対応体制を整備、
- (4) 効率的な政策金融機関経営を追求

といった基本原則を掲げている。

独立行政法人の融資等業務は、政策目的に沿って特定の条件下で対象者に与信等を行うものであり、その見直しの目的は、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出しつつ、融資等業務の規模の縮減を図り、効率的な資金配分の実現等を目指すものである。こうした見直しの方向性は政策金融機関の見直しと同じであると考えられる。

ただし、独立行政法人が行う融資等業務は多様であることに留意する必要がある。すなわち、これらの業務には、

- ① 特定の関係者によって造成された資金等を背景に当該関係者等に対して融資等を行っているもの
- ② 融資等の対象に事業性・営利性がないなど、公益的見地から融資等が実施されているため基本的に民間金融機関との競合関係を生ずる可能性のないもの
- ③ 上記①②以外のもの

があり、③に該当する業務であっても他の政策手段や他の機関の業務と連携をとって一体的に実施されるもの、リスクマネーに近いものなど様々なものがある。

したがって、今回の見直しに当たっては、政策金融改革の基本方針を踏まえ

つつ、当該業務の位置付けや特性等をも考慮し、個別の検討を行うこととする。その際、対象分野の限定に関して、業務の特性から同方針をそのまま適用することが困難な場合には、同方針の検討の際に踏まえることとされた、「政策金融改革について」（平成14年12月13日経済財政諮問会議）の「（別添1）政策金融の対象分野に関する基準」に立ち戻り公益性及び金融リスクの評価等の困難性について検討を行うこととする。

また、今回の見直しも独立行政法人の組織・業務全般の見直しの一環として行うものであることから、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）及び独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針をも踏まえることとする。

さらに、行政減量・効率化有識者会議において、今般の政策金融機関の見直しの結果、政策金融機関が撤退した業務について、独立行政法人がその業務の受け皿とならないようにすべきとの指摘がなされている点を踏まえるとともに、現在進められている国の資産及び債務に関する改革や特別会計改革の動向をも踏まえた検討を行うこととする。

## 2 共通的な見直しの視点

上記1の考え方を踏まえて、各融資等業務に共通して、以下のような視点から見直しを行うこととする。

### (1) 国として行う政策の必要性

- ① 政策の実施部門であるとされている独立行政法人は、国の政策目的を実現していくことが最終目的であり、社会経済情勢の変化を踏まえた政策の重点の置かれ方に応じて、その担うべき事務・事業が必然的に変化するべきものである。このため、独立行政法人の事務・事業の見直しに際しては、国の政策との関係を常に踏まえ、当該事務・事業が実現すべき政策目的の的確に対応しているか検証していくことが重要である。

独立行政法人が行う融資等業務についてみると、政策目的が既に達成されていると考えられるものや、政策の重要性が変化したことなどのため、目的達成のための手段としての融資等業務の有効性が変化しているのではないかと考えられるものがみられる。

したがって、独立行政法人が行う融資等業務については法人に係る政策の重点を十分に勘案し、当該業務の実施が政策目的の実現のために必要であるか、当初の事務・事業の見直しや重点化等が適切に行われているかどうかについて検討を行うこととする。

- ② 融資等業務の中には、当該業務の開始以降全く実績のないものや、開始当初においては実績があったものの、近年においては、実績がないものや

少ないもの、あるいは実績が大きく減少しているものがみられる。

したがって、これらの業務については、個別に政策目的との関連を精査し、当該業務を継続する特段の理由があるかどうかについて検討を行うこととする。

- ③ 国や政策金融機関等が政策的に金融市場に介入する意義が認められるのは、当該事業に外部性（社会的便益）が大きいなど公益性が認められ、かつ、リスクの適切な評価が極めて困難なために民間金融機関による与信等が適切に行われない場合であると考えられる。しかしながら、近年の金融技術・情報通信技術の発達等により、民間金融機関の金融リスク負担能力が向上していることから、民間金融機関が担い得る領域は拡大しつつある。また、現在、民間金融機関が担っていない領域であっても民間金融機関の能力の向上が期待され、その進出が見込める領域については、できる限り民間金融機関を活用し、金融市場における資金の効率的利用を図る必要もある。こうした中で、例えば、住宅金融のように政策金融機関の役割が変化している分野があるとともに、その他の業務でも貸付けを中心として既に民間金融機関による融資等の与信が行われているものもみられる。

したがって、見直しに際しては、個別の業務について独立行政法人が関与する理由を明らかにした上で、民間金融機関による業務実施の可能性を検討し、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、独立行政法人が行う融資等業務としては、これを廃止又は規模の縮減を図るべきものがないかについて検討を行うこととする。

## (2) 政策目的達成のための金融的手法の必要性

政策手段として金融的手法が用いられるのは、融資等の対象業務について融資等資金の回収がある程度見込め、場合によっては、収益等も見込まれるためであると考えられる。一方、補助金等の手法は資金提供のみで回収は予定されていない。

金融的手法の体裁をとっているものの、実質的に金融機能が発揮されていないと考えられるものについては、政策目的達成の手段として現行の金融的手法を用いる理由を明らかにするとともに、他の手法と比較した上で、当該手法が適当であるかについて検討を行うこととする。

なお、金融的手法と他の政策手段や複数の金融的手法のコスト比較等のためにも、各独立行政法人において、業務ごとの財務情報をマネジメントに活用するための原価計算システムや事業単位の管理会計システム等の確立に向けた一層の取組が重要であり、こうした面での各独立行政法人の取組を推進し、その状況を評価する必要がある。

## (3) 当該独立行政法人で行う必要性

融資等業務については、独立行政法人において実施されているもののほか、政策金融機関、公益法人（信用保証協会等）においても実施されており、各々の役割分担の下で政策目的の達成のために最適な手法、メニューが組み合わせられて実施されることが適当である。

特に、独立行政法人が行う融資等業務については、①法人が担う政策と特に密接な関連がある場合が多いこと、②その原資が特定の政策目的の実現のために支出された出資や補助によるものである場合があること、③その対象が営利を直接の目的としない者である場合があること等の点から独立行政法人において行うことの優位性が比較的高いと考えられるが、一方で相対的に小規模な融資等業務が行われていることにより、人件費を始めとする間接経費が高くなるなど非効率な状況もみられる。

したがって、見直しに際しては、類似の融資等業務を行っている機関との役割分担や当該独立行政法人が実施する他の業務・政策との関連を明確化し、当該融資等業務を当該法人が実施することの優位性の有無について検討した上で、当該業務を当該法人で行う必要性や当該法人によって実施する範囲の見直しについて検討を行うこととする。特に、民間金融機関との競合関係が生ずる可能性のあるものについては、本来の金融的手法としての性格がより強いものと考えられ、融資等業務を専門に行う他の機関との関係の在り方について検討を行うこととする。

また、融資等業務の中には、都道府県等に対する資金供給等を行うことにより、間接金融を行っているものがみられ、複雑な資金の流れとなっている。これらの業務については、何故そのような仕組みが必要かを明らかにした上で、その是非について検討を行うこととする。

### 3 融資等業務の類型ごとの見直しの視点

上記2の共通的な見直しの視点に加え、独立行政法人の個々の融資等業務について精査を行うに当たっては、その類型ごとに以下のような視点から見直しを行うこととする。

#### (1) 出資業務

出資は他の金融的手法に比べて、例えば資金提供者（出資者）による関与の度合い及びリスク負担の可能性が高くなることなどを勘案し、融資等他の金融的手法によって十分に目的が達成されない場合に行われるべきものと考えられる。

したがって、出資業務については、上記のような観点から出資という手法の妥当性について検討するとともに、政策目的との関連性、運営状況の適切性、民間からの出資の誘導を目的とする場合はその状況、将来におけるリターンの実現可能性なども踏まえた上で、廃止、他の手法への移行を含めた検討を行う

こととする。

## (2) 直接融資業務

直接融資は独立行政法人の融資等業務の中心となるもので、平成 16 年度末現在における融資残高は約 10 兆円規模で、政策金融機関の約 90 兆円の 9 分の 1 となっている。

政策金融機関の場合は、特に融資の原資が財政投融資資金であるものにあつては、その償還を考えれば、回収の見込みが低いものに対する融資が難しい面があると考えられる。一方、独立行政法人の融資の原資は財政投融資資金以外の資金（出資金、補助金等）もあり、その場合には、営利性の低い者等に対しても政策上の必要性に応じた融資が行われる。その際の融資条件についても政策的に利率を抑えたり、融資の期間が長期である、据置期間があるなど相対的に政策金融機関以上の条件が付される場合が多い。

こうした中でも、市場原理を極力導入して資金の調達、融資等の効率化を図ることが重要であることから、独立行政法人の融資業務はできる限り民間金融機関の補完に徹するとともに貸付金・借入金等の資産・債務のスリム化を図ることが適当である。

独立行政法人が行う融資業務の中には、リスク評価が十分に行われず貸付金の回収率が低いものや、融資に対し他の機関からの債務保証等が行われ債務保証実施機関への安易なリスク移転が行われる可能性があるなどリスク管理に課題があると考えられるものがみられる。さらに融資条件が政策的に決定されるとはいえ、効率性の観点からは、融資条件面においても金融判断が加えられることが望ましい。

したがって、以下のような視点から検討を行うこととする。

- ① 民間金融機関の補完に徹するとともに、資産・債務のスリム化を図るため、個別の直接融資業務において、部分債務保証、証券化、間接融資等への切替えが可能であるか検討し、可能な限り直接融資から撤退する。  
なお、部分債務保証等への切替えに際しては、政策目的達成のための手法としての有効性、効率性を比較検討する。
- ② 金利等の融資条件の設定に当たって、政策コストを最小限のものとする観点から、できる限りの確な金融判断が可能となるような仕組みを検討する。このため、貸付先の特性やリスクの程度を考慮して融資条件を弾力的に変える仕組みとする。
- ③ 独立行政法人が行う直接融資に対し、他の機関から債務保証等が行われる場合には、当該独立行政法人が融資先から直接資金の回収ができていないか等を把握し、当該債務保証等を行うことで融資先のモラルハザードを誘発する結果になっていないか点検する。
- ④ リスク評価を適切に行うとともに貸付金の回収率の向上を図る。

### (3) 債務保証等業務

債務保証及び保険（以下「債務保証等」という。）は、政策目的達成のため特定の対象者（例えば、中小企業者、農林漁業者など）が債務不履行に陥った場合に支払承諾を行うものであり、独立行政法人は債務保証等を行うことにより、特定の対象者に対して直接融資を行う代わりに、民間金融機関等から特定の対象者に対する融資を実行させ、実質的に資金融資を行ったのと同様の経済的効果を生じさせることができるものである。この場合、独立行政法人は対価として保証・保険料を徴収するのが一般的である。

債務保証等が行われている場合、保証・保険割合等が高いと融資機関が十分な審査を行わない恐れが高くなると考えられるが、独立行政法人の債務保証等業務をみると政策的な配慮などから保証・保険割合が極めて高く設定されるものが多い状況にある。また、保証・保険料は、債務保証等業務を継続的に収支相償のものとして実施するためには、代位弁済のリスクを勘案しながら決定されるべきものであるが、政策的に低い水準に設定されているものもみられる。さらに保証等引受の審査が有効に機能せず、保証残高等に占める正常先以外への保証の割合が著しく高くなっているものがみられ、当該業務の収支をみても代位弁済が多い一方、代位弁済を行った場合の求償権の行使による回収が困難であることもあって恒常的な支出超過が生じているものがみられる。

したがって、債務保証等業務の見直しに際しては、被債務保証者等のモラルハザードの防止や逆選択の回避及び的確な金融判断発揮の観点から、保証割合等の引下げ、中長期的に収支が均衡するよう保証料等の適正化を図る余地がないか検討を行うとともに、審査の厳格化、回収率の向上など債務保証等業務の収支の改善に資する検討を行うこととする。

### (4) 利子補給業務

利子補給は、定率補助など契約や制度に基づいてあらかじめ定められた一定の利子部分についての事実上の補助金（助成）であると考えられる。

利子補給業務の実施状況をみると、近年の低金利を反映して各業務において実績はほとんどない状況にある。このような状況下において引き続き利子補給業務を実施する場合は、金融市場原理に基づく金利設定を超えてまで低利化を行う政策的必要性を検討しつつ、国の財政負担の増加を招かないようにするためにも、利子補給の対象となる融資等自体に民間金融機関のリスク評価が十分働いているかどうかを点検し、政策的な必要性の減少した業務について廃止できないか検討を行うほか、対象の見直し、利子補給の補助要件（補助割合、期間、上限等）等の妥当性などの検討を行うこととする。

#### 4 業務運営の見直し

独立行政法人は業務運営の効率化が求められており、融資等業務を行う場合にあっては、融資等の直接コストや人件費、物件費等の間接コスト各々の効率化が重要である。独立行政法人が行う融資等業務をみると次のような状況がみられる。

- (1) 融資等業務に係る財務情報は他の業務の財務情報と区分して管理・公表することが重要であるが、融資等業務の直接・間接のコストやリスク情報を含む財務情報が勘定区分やセグメント情報として十分に作成・公表されていない。このため、リスク評価や業務運営の効率化の評価が困難となっている。
- (2) 公表されている財務情報を基に融資等業務の効率性をみると、経費率（経常費用／貸付金残高）や人件費率（人件費／経常費用）が高いなど高コスト状態にある法人がみられる。
- (3) 融資等業務の効率化等の具体的な指標が中期目標等に明記されておらず、マネジメントの評価が困難なものがみられる。

したがって、i) 融資等業務ごとのコストやリスク情報を含む財務情報の開示の徹底、ii) 融資等の業務コストの低減化を図るため、実施組織の集約化を含む体制の見直し、iii) リスク債権管理、審査機能、回収機能等金融機関として不可欠な機能の強化に向け、民間金融機関等の専門性を活用しつつ業務の効率化を図るため、外部委託の積極的推進、iv) 経営責任の明確化、v) 自己評価や監査の充実について検討を行うこととする。

独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し  
に関する有識者会議の指摘事項

平成18年11月21日  
行政減量・効率化有識者会議

独立行政法人については、国が自ら実施する必要はないが公共上の見地から実施される必要がある事務・事業について、主務大臣が中期目標を定めて独立行政法人に対して指示し、法人が自ら中期計画を策定して業務を実施する仕組みとなっている。また、その見直しについては、中期目標期間の終了の都度、組織及び業務全般の見直しを行うことが制度の中核となっている。

従って、独立行政法人の運営を適切なものとする上では主務大臣が中期目標等において独立行政法人の果たすべき役割及び責任を明確にすることが極めて重要であり、また、見直しにおいては、主務大臣は自ら指示した中期目標等に基づく業務運営の実績の評価を踏まえ、事務・事業の内容や必要性につき国民に対して十分な説明責任を果たしつつ、的確な対応を図ることが強く期待されているところである。

こうした中、平成16年度以降、当有識者会議において56法人について組織・業務の抜本的な見直しを提言してきており、この結果、組織の廃止・統合、役職員の身分の非公務員化、事務・事業の縮減等が決定されたところである。

本年度の独立行政法人の見直しについては、当有識者会議において、本年5月23日に取りまとめた「18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」の考え方に沿って強力に推し進めていく必要がある。

その具体的な視点としては、まずは行政改革推進法の趣旨である「簡素で効率的な政府の実現」に資するとともに、独立行政法人制度に期待されている効率的な業務運営がなされるよう見直しを行うことである。また、我が国の財政が危機的状況にあり、独立行政法人の見直しが国の歳出とも深く関係していることからすれば、「歳出・歳入一体改革」の趣旨を踏まえた取組みを推進することが不可欠である。さらに独立行政法人の行う金融業務については、政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた見直しを行う必要がある。

こうした視点に沿った具体的な見直しの取組としては、個々の事務・事業について、その政策的意義及び独立行政法人に執行させる必然性に立ち返って検証を行い、国の政策の重点化に併せた業務の重点化等を図るとともに、徹底的な業務運営の効率化を推進し、国民負担、すなわち「行政サービス実施コスト」の低減等を実施することが必要である。特に、本年度以降見直し

の対象となる法人の大宗が特殊法人等から移行した独立行政法人であり、これまで見直しが行われた法人と比べて事業規模や国からの財政支出の規模が概して大きいことを踏まえると、こうした取組は極めて重要である。また、金融業務については、これらの取組に加えて、金融ビジネスとしての視点を踏まえ、徹底した見直しを行う必要がある。

このような認識の下、当有識者会議は、本年度に見直しの結論を得る23法人の中から、11法人を選定し、各府省からヒアリングを実施した。

このヒアリングを通じて指摘した事項は、以下のとおりである。各府省ヒアリングの対象としなかった12法人を含め、今回見直しの対象となる23法人を所管する各府省において、以下の指摘を踏まえた徹底した厳しい見直しに取り組んでいくことを要請する。その際には、問題点や困難な理由の列挙に留まるのではなく、いかにすればそれらを解決し法人の業務実施効率を向上させることが実現できるかという積極的な姿勢で臨むことが求められる。

## 1．事務・事業の重点化

事務・事業については、国の政策の重点化に併せた重点化、民間でできる事務・事業や実績が乏しい事務・事業の見直しを実施する必要があるが、特殊法人等から移行した独立行政法人の事務・事業は多岐にわたり、その事業規模が大きいことや独立行政法人の事務・事業は放置すると肥大化する傾向にあることを踏まえれば、その方策としては事務・事業の縮小というよりは、事務・事業の廃止を中心として対応すべきである。

その際には、既存の施設や人員配置にとらわれずに効率的な運営を重視する、独立行政法人ごとに中核となる事務・事業への重点化を図った上でその他の事務・事業は他の法人へ移管するなど、大胆かつ柔軟に対応すべきである。

## 2．財務面の改善に向けた見直し

独立行政法人が業務をできるだけ低コストで効率的に実施するように促し、財政負担の削減を図る必要がある、そのため独立行政法人の行政サービス実施に伴う費用を総合的に表す指標である「行政サービス実施コスト」の改善を図ることを目標とすべきである。そのための具体的な方策として以下のような観点からの取組を行う必要がある。

### (1) 財政支出の削減

独立行政法人向けの財政支出に係る概算要求・要望額が増大している法人が見られるが、行政改革推進法の規定や歳出歳入一体改革の趣旨を踏まえ、これらの法人については特に事務・事業の必要性や業務運営の効率性に関して徹底した見直しを行うべきである。また、独立行政法人

において事務・事業の規模が大きくなりすぎた結果、その効率性や適正性が損なわれるなどの法人運営上の問題が生じていないかどうかを検証し、国の財政支出の削減を図る観点から厳しく見直しを行うべきである。

また、一定の事業の用に供するため独立行政法人が受けた国からの出資については、事務・事業の見直しとの関係で不要になっているものがないかどうかきちんと検証し、不要分については国庫への返納を図るべきである。

## (2) 業務運営の徹底した効率化

以下のような取組を行い、業務運営の徹底した効率化を図ることにより行政サービス実施コストの十分な改善を図るべきである。

- ・ 一般管理費等の見直し

間接経費の削減を継続して行い、中期目標期間における一般管理費の効率化目標を設定する。また、行政改革推進法等に基づいた総人件費改革に取り組み、人件費総額の削減を図る。

- ・ 自己収入の増大

不必要な事務・事業の拡大をもたらすことなく企業等の受益者に適正な負担を求めると等により、自己収入の増加を図り、また、自己収入の増加に係る具体的な目標を設定する。

- ・ 随意契約の見直し

独立行政法人が業務を実施する際に随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る必要がある。さらに、関連公益法人を始めとする特定の団体との契約については、その契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行う必要がある。

- ・ 市場化テスト等の活用

公共サービス改革法が成立し、市場化テストの枠組みが整備されたことを踏まえ、独立行政法人についても、個別業務にとどまらず、相応の規模がある特定の事務・事業を一体として、さらに将来的には独立行政法人の事業全体を対象とすることを含め、市場化テストを積極的に活用する。また、民間委託を行うに際しても同様に抜本的な取組を検討する。

## 3. 金融業務の見直し

金融業務の見直しに当たっては、上述の事務・事業の見直しの考え方に加えて、金融ビジネスとしての視点が必要不可欠であることを十分認識するべきである。その視点を踏まえ、業務の効果・効率性の向上を図るための措置を講ずるべきである。

具体的には、

- ・ 金融業務を貸付、債権管理、回収等にわたり一貫して把握、検証する、
- ・ 民間金融機関補完の観点から貸付から債務保証等の手法への切り替えを検討するとともに、借り手のモラルハザードの発生や民間の金融判断を損なうことがないような仕組み作りを徹底する、
- ・ 従前からのビジネスモデルを安易に継続することなく、様々な環境の変化に応じて必要な修正を不断に実施する、
- ・ 金融業務の適切な運営のため、所要の数値目標を設定するとともに当該業務を責任を持って遂行する体制を構築する、
- ・ 金利動向、市況見通し等の関連する諸要素に基づく複数のシナリオを作成し、事前のリスク管理をきちんを行う、  
等の取組を行うべきである。

#### 4．組織及びその運営の見直し

##### (1) 非公務員化

これまでの非公務員化の措置と同様、独立行政法人の職員については、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合の具体的な問題点を明確に説明できない場合には、非公務員化すべきである。

##### (2) 組織のあり方

各法人は、積極的に組織を見直し、類似業務を行っている法人や共通の目的を有している法人の再編・統合なども含め、抜本的な効率化を図るべきである。

このような観点から、事務・事業の見直しなどにより海外事務所、国内施設等についても徹底的な見直しを行い、統廃合を進めるべきである。

##### (3) 独立行政法人の運営

独立行政法人の運営を適切なものとするため、所管府省は、中期目標・中期計画において、独立行政法人と自らとの役割分担を明確にした上で、事務・事業について明確なアウトカム目標の設定にできる限り努め、独立行政法人の果たすべき任務を明確にするべきである。これによって独立行政法人が行う事務の事後評価が適切に実施できるようになると考えられるが、その評価等を一層精緻にするためにも、中期計画において、計画策定時に想定している前提条件を明確にすべきである。

以 上

平成18年12月24日

「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に  
得る独立行政法人等の見直しについて」の行政改革推進本部決定

- 中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る23の独立行政法人の見直しについて、本日、政府行政改革推進本部で了解の上、各主務大臣の見直し案が決定されました。
- 今回決定された見直しの内容は、行政減量・効率化有識者会議の指摘事項や、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の「勧告の方向性」を踏まえ、①業務の廃止・縮小・重点化等、②融資業務等の見直し、③非公務員化などを柱とするものです。
- これらの結果、次期中期目標期間全体を通じた法人のコスト（一般管理費、業務費）の削減効果は、約1,900億円と見込まれます。

# 23法人の見直し結果のポイント

## 1. 業務の廃止・縮小・重点化等

- 国の歳出の削減を図る観点から、すべての法人について業務の廃止・縮小・重点化等の見直し

### <雇用・能力開発機構> (厚生労働省)

- ・ 助成金の廃止等による国からの補助金の大幅削減

- ・ 「私のしごと館」について、廃止も含めた抜本的な在り方の見直し

- ・ 職業訓練の重点化

### <科学技術振興機構> <日本学術振興会>

(文部科学省)

- ・ 研究費の重複排除・不正使用防止対策の強化

### <国際協力機構> (外務省)

- ・ 事業費総額への包括的かつ検証可能な効率化目標設定によるコスト削減

- 6法人13事業について市場化テストの枠組みを活用

### <国際交流基金> (外務省)

- ・ 「関西国際センター」の在日外交官日本語研修事業

### <日本学生支援機構> (文部科学省)

- ・ 「東京国際交流館」の「プラザ平成」運営等業務

## 2. 融資等業務の見直し

融資等業務＝出資、直接融資(貸付)、債務保証等、  
利子補給

- 対象法人の融資等業務すべてについて、廃止・縮小・重点化・運営改善等の見直し

- 59の融資等業務のうち、**54%に当たる32業務を廃止・縮小**

### <福祉医療機構> (厚生労働省)

- ・ 福祉医療貸付の融資対象限定・融資率引下げ、新規融資額を大幅に縮減

### <新エネルギー・産業技術総合開発機構>

(経済産業省)

- ・ 省エネルギー債務保証の廃止、これに伴う基金の国庫返納

### <中小企業基盤整備機構> (経済産業省)

- ・ 個別法に基づく出資・債務保証5事業の廃止

### <日本学生支援機構> (文部科学省)

- ・ 奨学金の回収強化等

◎ 新規融資の規模縮小 約1,800億円

〔見直しを行わなかった場合の新規融資の額から、見直しを行った場合の新規融資を差し引いた額を単年度平均で各府省が試算した額を集計したもの。〕

◎ 余剰資金等の国庫返納 約180億円

〔現時点で金額が確定していないものはカウントしていない。〕

## 3. 非公務員化

自動車検査独立行政法人(国土交通省所管)の役職員を非公務員化  
(役職員875人:平成18年1月現在)

〔※ 18年度の見直し対象法人のうち、公務員型独法は上記1法人〕

## 4. 共通指摘事項

このほか、①一般管理費・事業費について具体的な効率化目標の設定、②総人件費の削減、③随意契約の見直し、④法人の資産(会議所・研修施設等)の有効活用等に係る見直し、⑤決算情報・セグメント情報等の公表の充実を共通的に指摘。

今回の見直しによるコスト削減効果  
(一般管理費+業務費)

約1,900億円  
(次期中期目標期間全体)

※ 次期中期目標期間全体について見直しを行わなかった場合のコスト(一般管理費+業務費)から、見直しを行った場合のコストを差し引いた額等で各府省が試算した額を集計したもの。

# 法人別の主な見直し事項

\_\_\_: 融資等業務を行う法人   ●: 一般業務   ■: 融資等業務

主務府省	法人名	主な見直し事項
内閣府	北方領土問題対策協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法人資金貸付の停止、住宅新築資金貸付の在り方検討、融資条件の厳格化</li> <li>● 組織及び業務運営の見直しによるコスト削減の徹底</li> </ul>
外務省	国際協力機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業費総額に係る包括的かつ検証可能な効率化目標の設定、コスト削減</li> <li>● ODA卒業国に設置されている海外拠点の原則廃止</li> <li>● 随意契約の見直し(第三者による契約の妥当性の検証等)</li> </ul>
	国際交流基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政府間の合意に基づく大型交流事業等への重点化</li> <li>● 「国際交流基金フォーラム」の廃止</li> </ul>
文部科学省	教員研修センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校管理研修(中央研修)への一層の重点化</li> <li>● 短期(2週間)・長期(1年)の海外派遣研修の廃止</li> </ul>
	科学技術振興機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 競争的資金の不合理な重複・過度の集中排除、不正防止対策強化</li> <li>● 施設運営業務(日本科学未来館等)の民間委託</li> </ul>
	日本学術振興会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 競争的資金の不合理な重複・過度の集中排除、不正防止対策強化</li> </ul>
	日本学生支援機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 奨学金貸与事業における回収強化等</li> <li>● 国際交流会館の新設停止等</li> </ul>
	国立大学財務・経営センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人の機能を融資等業務に特化、他業務の廃止</li> <li>■ 施設費資金貸付に係る民間資金の活用等</li> </ul>
	日本私立学校振興・共済事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 民間の融資実態等を踏まえた短期融資の廃止等</li> <li>● 学校法人への補助金助成の配分方法の見直し</li> </ul>
厚生労働省	福祉医療機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 福祉医療貸付の対象限定(政策優先度の高いもの・中小病院等)、融資率引下げ、新規融資額を大幅に縮減</li> </ul> <p>※ 厚生労働省において、17年度融資実績に対し、約2割の縮減を見込んでいる。</p>
	労働政策研究・研修機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査研究業務など業務全般の縮小・重点化</li> <li>● 業務の縮小に伴う人員の縮減、コスト削減</li> </ul>

主務府省	法人名	主な見直し事項
厚生労働省	雇用・能力開発機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務全般の抜本的見直しによるコストの大幅削減</li> <li>● 各種職業訓練の重点化等による職業能力開発業務の規模縮小</li> <li>● 「私のしごと館」について、3年間の総合的な経営改善、その結果を踏まえ、廃止を含めた抜本的な在り方の見直し</li> <li>● 勤労者財産形成関係助成金の全廃</li> <li>■ 財形融資メニューの一部廃止</li> <li>● 業務の全般について、次期中期目標期間終了時までには、これまでの取組の効果の分析・検証結果に基づき、ゼロベースで見直し</li> </ul>
農林水産省	農林漁業信用基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農業・漁業信用保険に部分保証を導入(従来 100%保証)</li> <li>■ 保険引受時の審査の厳格化・求償権回収の強化</li> </ul>
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構 【18年度は融資等業務のみ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 省エネルギー債務保証・利子補給の廃止及びそれに伴う基金の国庫返納</li> </ul>
	日本貿易振興機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務全般の重点化、ビジネス日本語能力テスト等の廃止</li> </ul>
	原子力安全基盤機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規格基準に係る調査・試験・研究業務を喫緊の課題に重点化</li> <li>● 原子力防災研修事業の他法人との重複排除等による経費縮減</li> </ul>
	情報処理推進機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ソフトウェア開発の助成事業の一部廃止</li> <li>■ 一般債務保証の廃止及びそれに伴う政府出資金の国庫返納</li> </ul>
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 石油等探鉱・開発に係る支援については、特殊法人等整理合理化計画に基づき支援割合の上限を引き下げた経緯、現行制度の基本的考え方、石油・天然ガスをめぐる諸般の動向等を十分に踏まえる</li> <li>■ 石油等探鉱・開発に係る個別支援の採択管理における厳正・適切な審査・評価</li> </ul>
	中小企業基盤整備機構 【18年度は融資等業務のみ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高度化融資事業の融資案件の限定、債権管理の強化</li> <li>■ 個別法に基づく出資・債務保証5事業の廃止</li> </ul>
国土交通省	自動車検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 役職員の非公務員化</li> <li>● 検査業務の縮減・重点化、業務量に応じた要員配置の見直し</li> </ul>
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構 【18年度は融資等業務のみ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 内航海運活性化融資に係る借入金の抑制</li> </ul>
	自動車事故対策機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 交通遺児等に対する生活資金貸付の業務コスト削減</li> <li>● 支所業務の集約化、要員配置の見直し</li> </ul>
	奄美群島振興開発基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 融資・債務保証を他の金融機関等で対応できないメニュー・案件に特化</li> </ul> <p>※ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づき設立されており、同法の期限は平成20年度末となっている。</p>

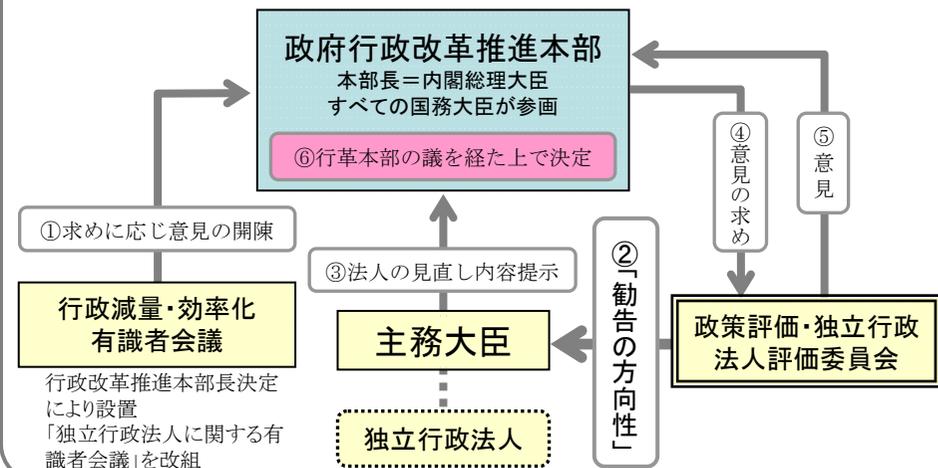
# (参考1)見直しの経緯、見直しの仕組み等

## 1. 見直しの経緯

- 独立行政法人制度においては、主務大臣が法人ごとに3～5年の中期目標を定め、中期目標期間が終了する際に法人の組織・業務全般の見直しを実施する仕組み。（独立行政法人通則法）
- 今回は、中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る23法人について、見直しを実施。
- このうち、11法人について、行政減量・効率化有識者会議（座長：飯田亮セコム株式会社取締役最高顧問）がヒアリングを行った後、非公務員化、事務事業の見直し等（①事務・事業の重点化、②財務面の改善に向けた見直し、③金融業務の見直し）を内容とする指摘事項を取りまとめ、内閣総理大臣に報告（11月21日）
- 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会（委員長：丹羽宇一郎伊藤忠商事（株）取締役会長）は、①業務の廃止・縮小・重点化等、②融資等業務の見直し、③非公務員化などを内容とする「勧告の方向性」を取りまとめ、主務大臣に通知（11月27日）
- 主務大臣は、「勧告の方向性」の指摘を踏まえた見直し案を作成し、政府行政改革推進本部の議を経た上で見直し内容を決定（12月24日）

## 2. 見直しの仕組み

主務大臣は、政策評価・独立行政法人評価委員会の「勧告の方向性」に沿って法人の見直し内容を検討し、政府行政改革推進本部の議を経た上で見直し内容を決定します。



## 3. これまでの中期目標期間終了時の見直しの成果

- 約13,000人の役職員を非公務員化。非公務員型法人の割合は、独立行政法人制度が導入された13年度の8.8%（57法人中5法人）から、19年度は92.1%（101法人中93法人）に増加。
- 法人の統廃合により、法人数が14減少。これに伴い、役員数が47人（理事19人、監事28人）減少。

## (参考2) 見直し対象23法人の概要

所管府省	法人名	現在行っている主な業務	常勤職員数(人)	国の財政支出(億円)	行政サービス実施コスト(億円)
内閣府	北方領土問題対策協会 <sup>⑱</sup>	北方領土問題等に関する国民世論の啓発、旧漁業権者等への資金融通	19	8	8
外務省	国際協力機構 <sup>⑳</sup>	開発途上地域に対する技術協力・無償資金協力の実施促進	1,327	1,609	1,628
	国際交流基金 <sup>⑳</sup>	国際文化交流目的の人物派遣・招へい・催しの実施、日本語の普及	216	134	166
文部科学省	教員研修センター <sup>⑱</sup>	学校教育関係職員に対する研修	51	18	19
	科学技術振興機構 <sup>⑱</sup>	新技術創出に係る研究・開発、科学技術の情報流通促進・知識普及	2,814	1,028	1,079
	日本学術振興会 <sup>⑱</sup>	学術研究に関する助成、研究者の海外派遣・受入れ	99	1,373	1,281
	日本学生支援機構 <sup>㉑</sup>	経済的に修学困難な優れた学生等に対する学資の貸与、留学生宿舍の運営	534	1,354	732
	国立大学財務・経営センター <sup>㉑</sup>	国立大学法人等に対する施設費資金交付・貸付け、財産活用に関する助言	25	5	122
	日本私立学校振興・共済事業団(助成業務) <sup>⑱</sup>	私立学校に対する補助金の交付、学校法人に対する資金の貸付け	103	2,543	2,558
厚生労働省	福祉医療機構 <sup>⑱</sup>	社会福祉事業施設・病院等の設置・整備・経営に必要な資金の貸付け	255	508	678
	労働政策研究・研修機構 <sup>⑱</sup>	労働政策等に関する調査研究、厚生労働省職員等への研修	135	34	33
	雇用・能力開発機構 <sup>⑱</sup>	雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置・運営、財形貯蓄を行う勤労者に対する住宅資金・教育資金の貸付け	4,228	1,332	1,501
農林水産省	農林漁業信用基金 <sup>⑱</sup>	農林漁業者の資金借入れに係る保証・保険、農業・漁業信用保証協会に対する資金の貸付け	119	27	43
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構 <sup>⑱</sup> ◆	新エネルギー導入に係る債務保証及び省エネルギー・リサイクル推進に係る債務保証・利子補給	(1,256)	(2,290)	(2,243)
	日本貿易振興機構 <sup>⑱</sup>	貿易取引のあっせん、見本市等の開催、貿易に関する調査・成果普及	1,609	321	256
	原子力安全基盤機構 <sup>⑱</sup>	原子力・原子炉施設に関する検査、設計の安全性の解析・評価	451	236	250
	情報処理推進機構 <sup>⑱</sup>	プログラムの開発・普及、開発に必要な資金借入れに係る債務保証、情報処理技術者試験の実施	206	59	66
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構 <sup>⑱</sup>	石油・鉱物資源の探鉱開発のための資金の出資・融資・債務保証、石油・鉱物資源の備蓄	509	1,612	235
	中小企業基盤整備機構 <sup>㉑</sup> ◆	中小企業者等に貸付けを行う都道府県に対する資金の貸付け、第3セクター等への出資	(839)	(540)	(-2,605)
国土交通省	自動車検査 <sup>⑱</sup> ※	自動車の保安基準適合性の審査	871	109	131
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構 <sup>⑱</sup> ◆	内航海運活性化のための融資、高度船舶技術の試験研究に係る利子補給等	(1,830)	(1,475)	(217)
	自動車事故対策機構 <sup>⑱</sup>	指導講習・適性診断、療護センターの設置・運営、交通遺児等への生活資金等の貸付け	336	129	119
	奄美群島振興開発基金 <sup>㉑</sup>	奄美群島内の事業者への融資・債務保証	20	3	2

(注1) 「法人名」欄中、丸囲みの数値は法人の中期目標期間終了年度を示す。下線は融資等業務を行う法人、◆は融資等業務のみ前倒しで見直しを行う法人、※は公務員型の法人を示す。

(注2) 常勤職員数は平成18年1月現在。国の財政支出は平成18年度当初予算における額。行政サービス実施コストは平成17年度の額。

(注3) 農林漁業信用基金及び奄美群島振興開発基金は財務省と共管。

# (参考3) 関連法令等

## 独立行政法人通則法

(平成11年法律第103号)

(中期目標の期間の終了時の検討)

**第三十五条** 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

3 審議会（注：政策評価・独立行政法人評価委員会）は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

## 行政改革の重要方針

〔平成17年12月24日〕  
閣議決定

### 2 独立行政法人、公営競技関係法人、その他政府関係法人の見直し

#### (1) 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等

##### イ 特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の見直し

特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の中期目標期間の終了時期が平成18年度以降初めて到来することとなる。これらの法人については、「官から民へ」の観点から事業・組織の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることはもとより、法人の事業の裏付けとなる国の政策についてもその必要性にまでさかのぼった見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図る。

##### ウ 平成18年度における見直し

平成18年度においては、当該年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人(9法人)に加え、平成19年度末に中期目標期間が終了する法人(31法人)についても、円滑かつ効果的な見直しを行う観点から、業務・組織全般の見直しの検討に着手し、相当数について結論を得る。

融資業務等を行う独立行政法人については、平成20年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成18年度中に政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得る。

これらの法人の見直しに当たっては、平成18年夏を目途に、政府としての基本的な考え方を取りまとめる。また、政策評価・独立行政法人評価委員会としての見直しの方針を取りまとめる。

## 簡素で効率的な政府を実現するための 行政改革の推進に関する法律

(平成18年法律第47号)

(独立行政法人等の融資等業務の見直し)

**第十四条** 政府は、平成十八年度において、次に掲げる融資等業務（資金の貸付け、債務の保証、保険の引受け、出資若しくは利子の補給を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下同じ。）の在り方について見直しを行うものとする。

一 独立行政法人のうち、平成十八年度から平成二十年度までの間に初めて中期目標の期間（独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。第五十二条において同じ。）が終了するものが、その目的を達成するために行う融資等業務

(国の歳出の縮減を図る見地からの見直し)

**第十五条** 平成十八年度以降に初めて中期目標の期間（独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する中期目標の期間をいう。次条において同じ。）が終了する独立行政法人（日本私立学校振興・共済事業団を含む。以下この節において同じ。）を所管する大臣は、独立行政法人通則法第三十五条第一項（日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による検討を行うときは、これらの独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(融資等業務を行う独立行政法人の組織の見直し)

**第十六条** 平成十八年度から平成二十年度までの間に中期目標の期間が終了する独立行政法人のうち融資等業務を行うものを所管する大臣は、第十四条の規定による融資等業務の見直しの結果に応じ、当該独立行政法人の組織の在り方についても見直しを行うものとする。

**【本件問合せ先】**

総務省行政管理局独立行政法人総括担当（03-5253-5312(直通)）

管理官 可部 哲生（03-5253-5111(内線 5310)）

副管理官 新井 誠一（03-5253-5111(内線 2218)）

総務省行政評価局独立行政法人担当

（03-5253-5444、03-5253-5458(直通)）

評価監視官 新井 豊（03-5253-5111(内線 9128)）

評価監視官 清水 正博（03-5253-5111(内線 9095)）

総括評価監視調査官 砂山 裕（03-5253-5111(内線2438)）

総括評価監視調査官 平野 誠（03-5253-5111(内線2510)）

## 構造改革進捗レビュー委員会活動歴

---

- 2006/07/06 第1回委員会 2006年度の委員会活動について
- 
- 2006/07/27 第2回委員会 「構造改革の現状と問題点」  
講師：跡田 直澄 慶應義塾大学 商学部 教授
- 
- 2006/08/04 第3回委員会 「構造改革を取り巻く状況」  
講師：高橋 進 内閣府 政策統括官(経済財政分析担当)
- 
- 2006/08/25 第1回正副委員長会議 今後の委員会の活動方針について
- 
- 2006/09/29 第4回委員会 「NEXCO西日本の経営にあたって」  
講師：石田 孝 西日本高速道路株式会社 代表取締役会長CEO
- 
- 2006/10/02 第5回委員会 「さらなる構造改革に向けて」  
講師：川本 裕子 早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授
- 
- 2006/11/06 第6回委員会 「道路公団改革の現状と課題」  
講師：勢山 廣直 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 理事長
- 
- 2006/11/27 第7回委員会 「政策金融改革の現状について」  
講師：水口 弘一 中小企業金融公庫 総裁
- 
- 2006/12/01 第2回正副委員長会議「融資業務を行う独立行政法人の組織・業務見直しについて」
- 
- 2006/12/11 第8回委員会 「政策金融改革、独立行政法人改革の現状について」  
講師：宮脇 淳 北海道大学大学院法学研究科 教授
- 
- 2007/01/19 幹事会討議「郵政民営化委員会『所見』に対する『意見書』提出について」
- 
- 2007/01/22 正副代表幹事会討議「郵政民営化委員会『所見』に対する『意見書』提出」
- 
- 2007/01/25 第9回委員会「郵政民営化委員会『所見』に対する『意見書』他の討議」
- 
- 2007/01/30 郵政民営化委員会に『意見書』提出、記者会見（小島専務理事）
- 
- 2007/02/05 正副代表幹事会討議 「政策金融改革に対する提言」について
- 
- 2007/02/06 代表幹事定例記者会見において「政策金融改革に対する提言」発表
- 
- 2007/02/23 第10回委員会「日本学生支援機構による奨学金事業について」  
講師：日本学生支援機構 理事 長谷川 裕恭氏
- 
- 2007/03/12 第3回正副委員長会議
-

2007年4月5日

## 構造改革進捗レビュー委員会

(敬称略)

### 委員長

細谷 英二 (りそなホールディングス 取締役兼代表執行役会長)

### 副委員長

梶川 融 (太陽A S G監査法人 総括代表社員)

小暮 和之 (東日本旅客鉄道 常務取締役)

徳中 暉久 (ソニフィナンシャルホールディングス 取締役社長)

村上 雅彦 (コンパニー・イン・タリエン・ジャパン 取締役社長)

### 委員

井上 明義 (三友システムアプライザル 代表取締役)

伊庭 保 (ソニフィナンシャルホールディングス 相談役)

上村 多恵子 (京南倉庫 取締役社長)

浮田 武家 (アヴァンティスタッフ 取締役会長)

大江 匡 (プランテックアソシエイツ 代表取締役)

大川 澄人 (日本政策投資銀行 顧問)

大室 康一 (三井不動産 取締役副社長)

柿本 寿明 (日本総合研究所 シニアフェロー)

門脇 英晴 (日本総合研究所 理事長)

蟹瀬 令子 (ケイ・アソシエイツ 取締役社長)

神谷 国広 (日立私コンタクトソリューションズ 取締役会長)

河合 良秋 (太陽信用保証 取締役社長)

木村 剛 (フィナンシャル 取締役社長)

行天 豊雄 (三菱東京UFJ銀行 特別顧問)

高坂 節三 (コンパニー・イン・タリエン・ジャパン L.L.C. 日本代表)

児玉 幸治 (日本情報処理開発協会 会長)

柴田 励司 (キャドセンター 取締役)

白川 祐司 (日興シティグループ証券 取締役会長)

新宅 正明 (日本オラクル 取締役社長)

反町 勝夫 (東京リーガルマインド 取締役社長)

平 良 朝 敬	(かりゆし 取締役社長)
高 木 勇 樹	(農林漁業金融公庫 総裁)
竹 川 節 男	(健育会 理事長)
辰 野 克 彦	(辰野 取締役社長)
田 村 達 也	(グローバル経営研究所 代表取締役)
寺 澤 則 忠	(藤和不動産 取締役会長)
中 井 稔	(i p 2 0 取締役相談役)
中 尾 靖 博	(富士物流 相談役)
長 瀬 朋 彦	(フォトロン 代表取締役)
中 野 正 健	(嘉悦大学 副学長 教授)
南 原 晃	
橋 本 昌 三	(野村総合研究所 相談役)
畠 山 襄	(国際経済交流財団 会長)
林 明 夫	(開倫塾 取締役社長)
原 田 滋	(機械産業記念事業財団 )
平 井 幹 久	(アトラス・パートナーズ 取締役社長)
平 尾 光 司	(住友信託銀行 監査役)
福 川 伸 次	(機械産業記念事業財団 会長)
藤 井 卓 也	(プロモントリー・フィナンシャルグループ・グローバル・サービス・ジャパン会長兼CEO)
本 田 勝 彦	(日本たばこ産業 取締役相談役)
前 原 金 一	(昭和女子大学 副理事長)
増 淵 稔	(日本証券金融 取締役社長)
三 宅 純 一	(千葉商科大学大学院 客員教授)
三 好 孝 彦	(日本製紙グループ本社 取締役会長)
村 田 嘉 一	(日立製作所 名誉顧問)
村 藤 功	(ベリングポイント アドバイザー)
森 正 勝	(アクセンチュア 取締役会長)
森 田 富治郎	(第一生命保険 取締役会長)
柳 省 三	(日本スポンサーズチュアート シニア ディレクター)
山 下 俊 史	(日本生活協同組合連合会 副会長)

以上55名